

藤沢市一般廃棄物処理基本計画（1次素案）

令和3年7月

神奈川県 藤沢市

目 次

第1章 計画改定の基本的な考え方	1
第1節 計画改定の目的	1
第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	2
第3節 上位計画	3
1. 国の関係法令、計画、方針等との関係	4
2. 神奈川県計画、方針等との関係	7
3. 藤沢市計画、方針等との関係	10
第4節 計画期間	13
第5節 計画の対象範囲	13
第2章 地域概況	14
第1節 人口動態	14
1. 人口推移	14
2. 年齢別人口	15
3. 地区別人口	15
第2節 産業の動向	16
1. 農業	16
2. 工業	16
3. 商業	17
4. 観光業	17
第3節 土地利用状況	18
第3章 ごみ処理基本計画	19
第1節 ごみ処理の現状と課題	19
1. ごみ処理フロー	19
2. ごみ処理体制	20
3. ごみの種類別発生量及び性状の実績	24
4. 資源化の実績	29
5. プラスチックごみ排出量の推移	30
6. 中間処理量（破碎選別）の推移	31
7. 最終処分状況	31
8. ごみ処理経費の実績	32
9. 市町村一般廃棄物処理システム比較分析	33
10. 旧計画中間目標値の達成状況	36
11. 国及び県の計画目標値と実績値の比較	37

12. ごみ処理の課題	38
第2節 ごみ処理基本計画の改定	(策定中)
1. 基本理念及び方針	(策定中)
2. 数値目標	(策定中)
3. 計画収集人口の設定	(策定中)
4. ごみの発生量及び処理量の見込み	(策定中)
5. 施策体系	(策定中)
6. 市民・事業者・行政の役割	(策定中)
7. 各種施策について	(策定中)
・超高齢社会への対応に関する事項	(策定中)
・事業系一般廃棄物減量化施策に関する事項	(策定中)
・プラスチックごみ削減推進に関する事項	(策定中)
・気候変動適応策に関する事項	(策定中)
・使用済み紙おむつ再生利用等に関する事項 等	(策定中)
第4章 食品ロス削減推進計画	(策定中)
第1節 食品ロス削減の基本事項	(策定中)
1. 計画策定の目的	(策定中)
2. 計画策定期間	(策定中)
3. 本市の食品ロスの発生量	(策定中)
4. 市民の意識	(策定中)
第2節 食品ロス削減推進計画	(策定中)
1. 基本理念及び方針	(策定中)
2. 数値目標	(策定中)
3. 食品ロス削減の予測	(策定中)
4. 施策体系	(策定中)
5. 市民・事業者・行政の役割	(策定中)
6. 各種施策について	(策定中)
第5章 生活排水処理基本計画	40
第1節 生活排水処理の現状及び課題	40
1. 生活排水処理フロー及び処理体制	40
2. 生活排水処理形態別人口の推移	42
3. し尿及び浄化槽汚泥の処理実績、収集・処理量の実績	43
4. 収集・運搬状況	44
5. 浄化槽設置の補助制度	45
6. 生活排水処理経費の実績	47
7. し尿処理施設の概要	49

8. 旧計画中間目標値の達成状況	50
9. 生活排水処理の課題	51
第2節 生活排水処理基本計画の改定	(策定中)
1. 基本理念及び方針	(策定中)
2. 数値目標	(策定中)
3. 生活排水処理の予測	(策定中)
4. 施策体系	(策定中)
5. 市民・事業者・行政の役割	(策定中)
6. 各種施策について	(策定中)
・公共下水道の整備に関する事項	(策定中)
・し尿・汚泥の処理に関する事項	(策定中)
・浄化槽汚泥の設置に関する事項 等	(策定中)
第6章 計画の進行管理	(策定中)
資料編	
1. ごみ排出量の将来推計	(策定中)
2. 用語説明	資-1

第1章 計画改定の基本的な考え方

第1節 計画改定の目的

わが国では、大量生産・大量消費型社会経済活動による、廃棄物の大量発生、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、プラスチックごみによる海洋汚染など環境問題への反省から、環境負荷の低減に向けた様々な取組が行われてきました。また、平成27年に開かれた国連サミットでは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標であるSDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））を掲げました。SDGsは平成28年から令和12年までに達成すべき目標として17のゴールと169のターゲットで構成されています。

国における法整備においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）や資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）等の法律が改正され、個別物品の特性に応じた規制を定める「個別リサイクル法」が制定されました。また、近年、改正された「第五次環境基本計画（平成30年4月17日）」や「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）」はSDGsの考え方を取り入れた計画となっています。その他に、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化等の幅広い課題に対応し、かつ、プラスチックの資源循環を総合的に推進するために「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月31日）」が策定され、令和3年6月4日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。また、毎年大量に発生している食品ロスの削減に向け、「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年10月1日）」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日）」が施行されました。

神奈川県においては平成24年3月に策定した「神奈川県循環型社会づくり計画」を平成29年3月に改定し、平成33年度（令和3年度）における計画目標を改めるとともに、基本理念（県の目指すべき姿）に「廃棄物ゼロ社会」を掲げています。また、平成30年6月に国の「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」※に選定され、神奈川県は「かながわSDGs取組方針（平成31年）」や「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム（令和2年3月）」の策定、「かながわ気候非常事態宣言（令和2年2月）」の表明など、SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向けて取組を行っています。

藤沢市（以下「本市」という。）では、平成29年3月に平成29年度から平成38年度（令和8年度）までの10年間について、一般廃棄物処理基本計画（以下「旧計画」という。）を策定しました。その後、本市は「藤沢市環境基本計画（2017年（平成29年）3月〔第2次改定〕）」の策定や「かながわプラごみゼロ宣言」への賛同、「藤沢市気候非常事態宣言（令和3年2月）」の表明などを行ってきました。

今回の改定は、旧計画の策定から5年が経過したことから、中間目標年度における減量目標の達成状況、社会経済情勢の変化やこれまでの施策の評価を踏まえ、旧計画の見直しを行うものです。

※ 神奈川県のモデル事業名は「SDGs社会的インパクト評価実証プロジェクト」で、SDGsの目標・ターゲットに沿った取組みについて、社会的インパクトを定量的・定性的に把握することができるよう、評価モデルを策定するとともに、その評価結果により、資金提供者をはじめとする市場から投融資を呼び込むことを目的として実施した事業。

第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の「市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされた規定に基づく「一般廃棄物処理計画」の一部となります。この「一般廃棄物処理計画」は、中長期の処理計画である「一般廃棄物処理基本計画」と毎年の実行計画である「一般廃棄物処理実施計画」に区分されます。

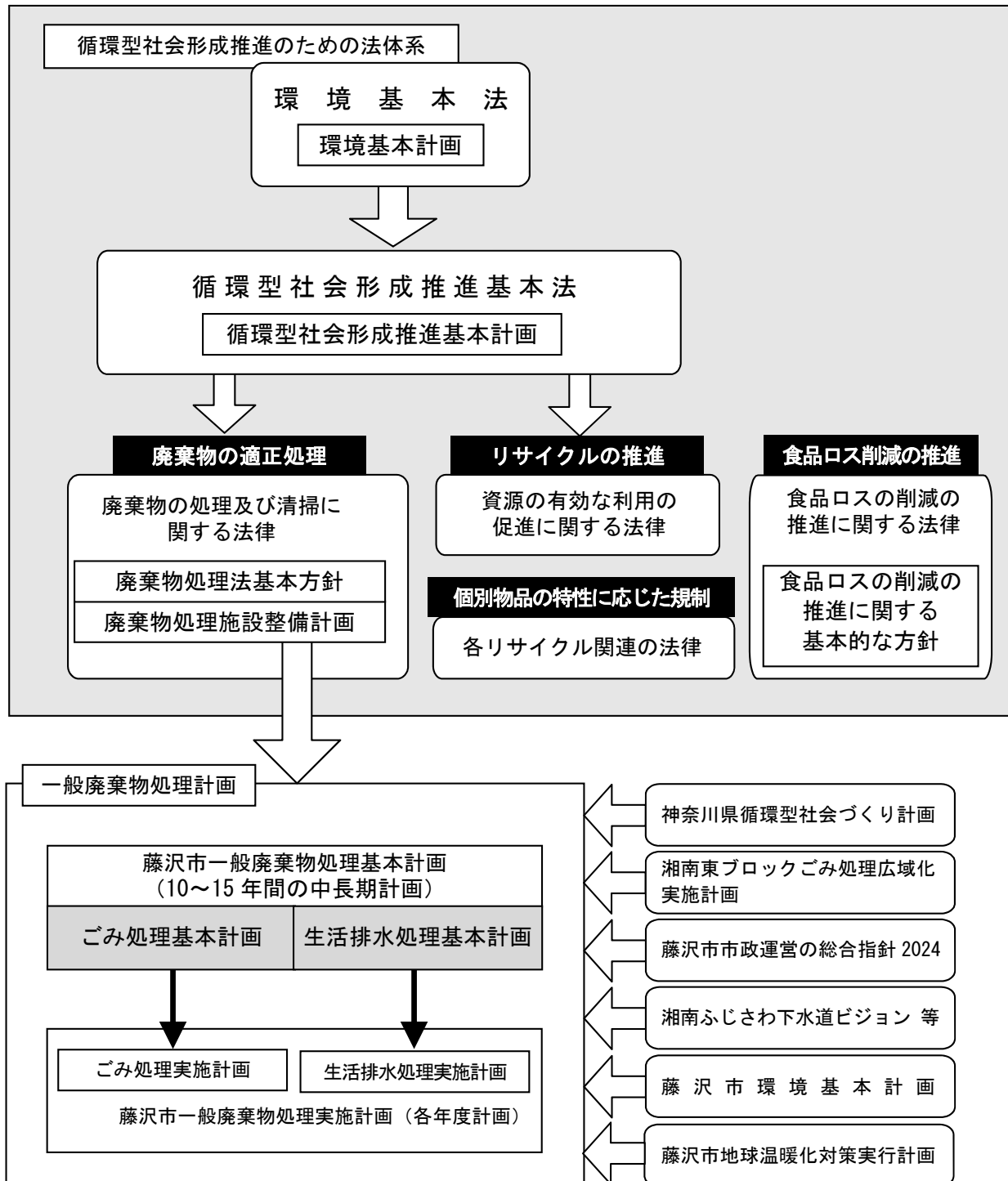
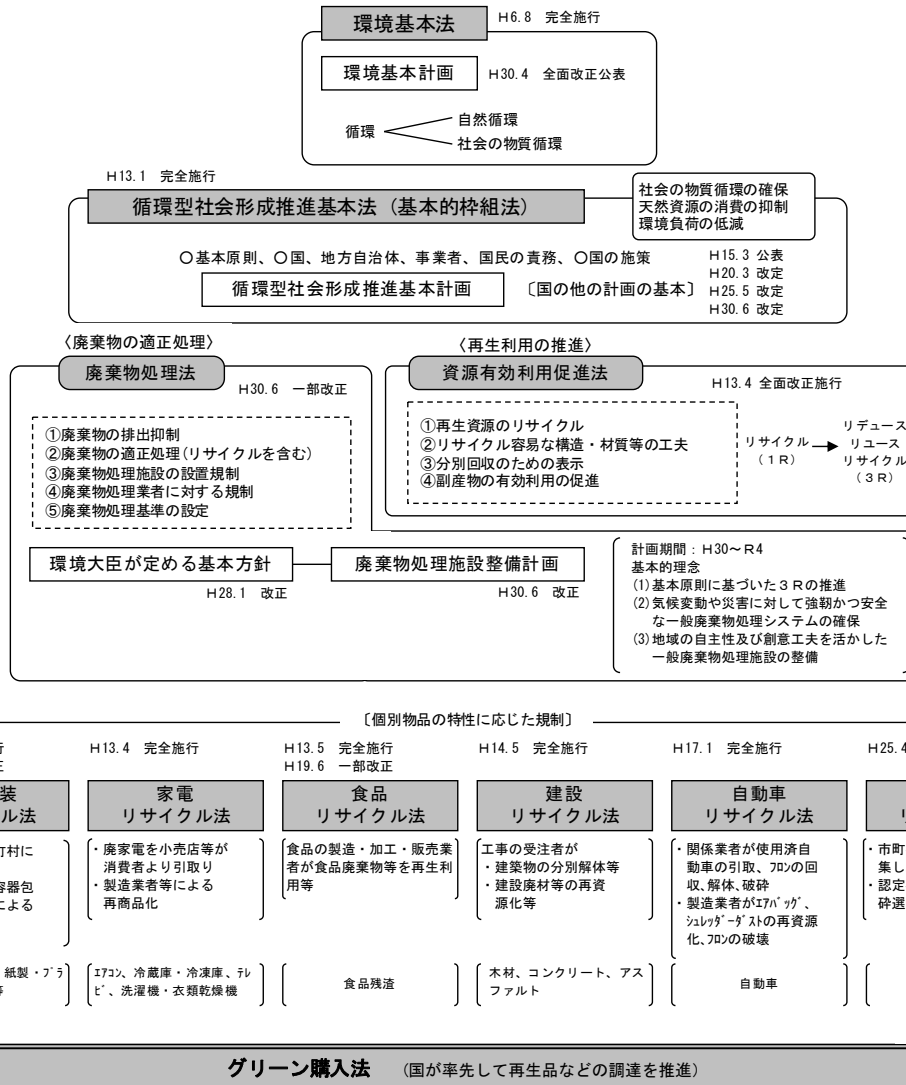


図 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

第3節 上位計画

環境の保全についての基本理念を規定した「環境基本法（平成5年法律第91号）」に則り、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」が制定されました。本市は、循環型社会の形成に向けて、廃棄物の適正処理に関する「廃棄物処理法」、リサイクルの推進に関する「資源有効利用促進法」及び個別物品に応じたリサイクルに関する法律とともに実効ある取組の推進を図っています。



※「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年6月成立）」はプラスチック資源循環等の取組を推進した法律です。

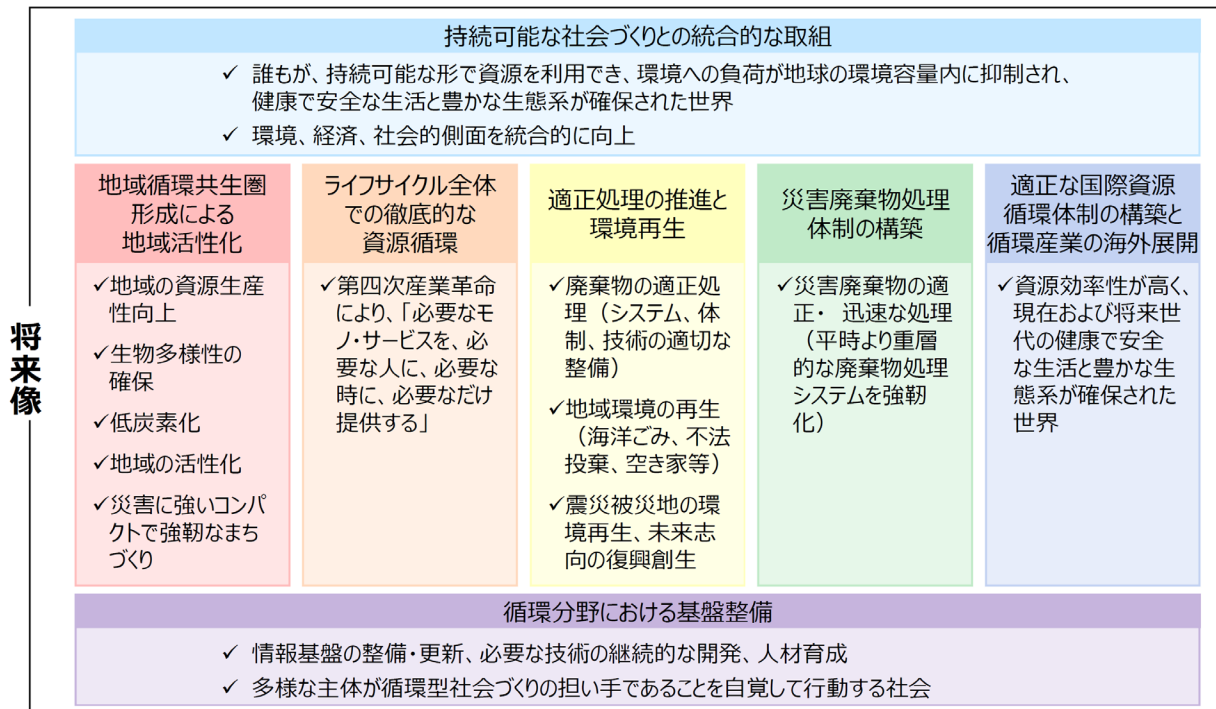
[資料：環境省 第四次循環型社会形成推進基本計画（パンフレット）（平成30年6月19日）（一部改変）]

図 1-2 循環型社会形成推進のための法体系

1. 国の関係法令、計画、方針等との関係

(1) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。「第四次循環型社会形成推進基本計画(平成 30 年 6 月 19 日閣議決定)」では、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた「質」に着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも着目し、図 1-3 に示す 7 つの項目ごとに将来像や指標、目標を掲げています。



[資料：環境省 第四次循環型社会形成推進基本計画（概要版）（平成 30 年 6 月 19 日）]

図 1-3 第四次循環型社会形成推進基本計画の将来像

(2) 廃棄物処理基本方針

廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針（平成 22 年環境省告示 130 号）（以下、「廃棄物処理法基本方針」とします。）」が定められています。

平成 28 年 1 月 21 日には、方針の変更に関して告示が公表され、廃棄物の減量化の目標量については、第三次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標等を踏まえ、当面、平成 32 年度（令和 2 年度）を目標年度として進めていくものとされています。

(3) プラスチック資源循環戦略

第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日)において「プラスチック資源循環戦略」を策定することが盛り込まれたことを受け、令和元年5月31日に「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

本戦略は、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略とされています。

プラスチック資源循環戦略の基本原則及び重点戦略は以下のとおりです。

基本原則 3R+Renewable(再生可能資源への代替)

重点戦略

①リデュース等

・ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) 等

②リサイクル

・プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル 等

③再生材バイオプラ

・可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 等

④海洋プラスチック対策

・ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 等

⑤国際展開

・地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築(海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等) 等

⑥基盤整備

・社会システム確立(ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築) 等

(4) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

本法律は、プラスチックの資源循環を総合的に推進するために策定した「プラスチック資源循環戦略」を具体化するために、令和3年6月4日に成立しました。本法律は、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）によりサーキュラー・エコノミー[※]への移行を促進するために措置を講じようとするものです。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の基本方針は以下のとおりです。

- ①プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ②ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ③プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

※サーキュラー・エコノミーとは、従来からある原料、生産、消費、廃棄という一方通行の直線で図式化される「Linear Economy（直線型経済）」や「Reduce（減らす）」「Reuse（再利用する）」「Recycle（リサイクル）」の3Rで知られる「Reuse Economy（リユース経済）」の考え方とは異なり、そもそもの原材料調達・製品デザイン（設計）の段階から従来廃棄されていたものを新たに原料として使用し、廃棄ゼロを目指す経済のことです。

サーキュラー・エコノミーの基本原則1：自然のシステムを再生

基本原則2：製品と原材料を捨てずに使い続ける

基本原則3：ゴミ・汚染を出さない設計

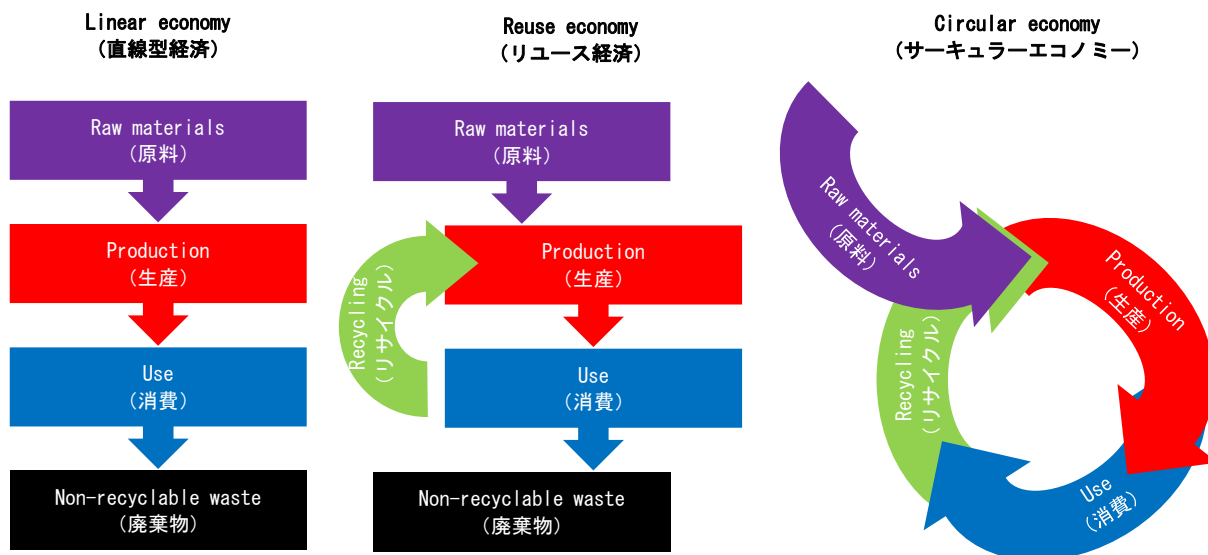


図 1-4 サーキュラー・エコノミーの概念図

[資料：オランダ政府ホームページ] を一部加筆

(5) 食品ロスの削減の推進に関する法律及び基本的な方針

「食品ロスの削減の推進に関する法律」は、令和元年 10 月 1 日に施行され、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。

また、この法律に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めたものが「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」で、令和 2 年 3 月 31 日に閣議決定されました。

食品ロスの削減の基本的施策は以下のとおりです。

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

2. 神奈川県計画、方針等との関係

(1) 神奈川県循環型社会づくり計画

神奈川県循環型社会づくり計画は、廃棄物処理法第 5 条の 5 に基づく法定計画であるとともに、かながわランドデザイン（県の総合計画）及び環境基本計画を支える循環型社会の実現に向けた廃棄物分野の個別計画です。

平成 29 年 3 月に改定した現行計画は、計画期間を平成 24 年度から平成 33 年度（令和 3 年度）までの 10 年間とし、平成 29 年度から平成 33 年度（令和 3 年度）までの 5 年間の事業計画を定めています。令和 3 年 3 月末に公表された進捗状況のまとめでは、以下のように示されています。

5 まとめ（自己評価）

2017（平成 29）年 3 月に改訂した循環型社会づくり計画に基づき、プラごみに係る取組をはじめ廃棄物の 3R の取組を推進しました。また、PCB 廃棄物の計画的処理や不法投棄対策に取り組みました。

今後は、海洋プラスチックごみ問題や、脱炭素化等の国際的な課題も念頭におきながら、ワンウェイプラの削減、プラごみの再生利用や食品ロスの削減等を進めていくとともに、発災時における災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に向けて、市町村等と連携した体制整備を進めていきます。

(2) 湘南東ブロック広域化実施計画との関係

神奈川県は、「ごみ処理の広域化計画について（平成9年5月28日付環衛173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）」に基づき、平成10年3月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定しました。計画では、地理的・社会的条件を考慮しつつ県内を「横浜」「川崎」「横須賀三浦」「湘南東」「湘南西」「大和高座」「厚木愛甲」「相模原」「県西」の9つのブロック圏域に区分し、平成10年度から平成19年度までの10年間を計画期間とする広域化実施計画の策定をめざすものとなりました。

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町は、「湘南東ブロック」として位置づけられ、「湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議」を設置し、お互いのごみ処理事業に対する取り組みを尊重しながら、広域で取り組むことが循環型社会形成に寄与すると判断される対象事業を明確にするとともに、事業実現に向けた「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」（以下、「広域化計画」とします。）を平成20年3月に策定し、平成20年度から平成34年度（令和4年度）までの15年間を計画期間としました。また、短期目標年度（平成24年度）、中期目標年度（平成29年度）の前年にあたる平成23年度、平成28年度には、計画の改訂を行いました。

広域化計画の基本理念は以下のとおりです。

- ①リサイクルを推進します。
- ②ダイオキシン類を削減します。
- ③エネルギーの有効利用を促進します。
- ④ごみ処理経費の削減を図ります。

国及び神奈川県における一般廃棄物に係る目標値を表 1-1 に示します。

表 1-1 上位計画における各種目標値

計画名称		目標値		
		排出量	資源化率	最終処分
国	第四次 循環型社会形成 推進基本計画	■2025 年度（令和 7 年度） 目標年度 <一般廃棄物> 1 人 1 日当たりのごみ排出量： 約 850g/人/日 <家庭系ごみ> 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資 源ごみ、集団回収量を除く）： 約 440g/人/日 <事業系ごみ> 事業系ごみ排出量： 約 1,100 万トン	—	—
		■2030 年度（令和 12 年度） 目標年度 <家庭系食品ロス量> 2000 年度の半減 <事業系食品ロス量> 今後、食品リサイクル法の基本方針にお いて設定	—	—
	■平成 32 年度（令和 2 年度） 目標年度 <一般廃棄物> 平成 24 年度比で 年間排出量約 12%削減 <家庭系ごみ> 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量： 500g	約 27%	平成24年度 比で 約 14%削減	
神奈川県	神奈川県 循環型社会 づくり計画	■2030 年度（令和 12 年度） 目標年度 <家庭系食品ロス量> 2000 年度の半減 <事業系食品ロス量> 2000 年度の半減 <削減に取り組む消費者の割合> 80%	—	—
		■平成 33 年度（令和 3 年度） 目標年度 <生活系ごみ 1 人 1 日あたりの排出量> 目標 664g/人・日 <事業活動による廃棄物の県内 GDP（県 民総生産）あたりの排出量> 目標 53.6t/億円	31%	—

3. 藤沢市の計画、方針等との関係

(1) 藤沢市市政運営の総合指針 2024 との関係

本市では、総合計画に替わる仕組みとして、平成 25 年度に「藤沢市市政運営の総合指針 2016」を策定しました。以後、社会経済環境の変化の速さに対応できるよう、市長任期を踏まえ 4 年に一度、全体を見直しています。令和 2 年度に、新たに SDGs（持続的な開発目標）の視点も取り入れ、「藤沢市市政運営の総合指針 2024(2040 年に向けた持続可能なまちづくりへの転換)」として改定しました。

市政運営の総合指針 2024 の基本理念等を表 1-2 に示します。

市政運営の総合指針 2024 では、引き続き、「郷土愛あふれる藤沢～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～」をめざす都市像とし、3 つのまちづくりコンセプトと 8 つの基本目標を設定し、それらを踏まえ、直近 4 年間に重点的かつ確実に取り組むべき課題と施策を 5 つのまちづくりテーマと 17 の重点施策として示しています。

本計画のごみ処理に関連する内容としては、基本目標 3「自然を守り豊かな環境をつくる」の中で、3 R+Renewable（リニューアブル：再生可能な資源利用）の取組を浸透させることにより、廃棄物の減量・資源化のさらなる促進と最終処分場の延命を図るとともに、超高齢社会における市民のごみや資源を排出する際の負担の軽減に取り組む必要がある等としています。また、重点施策では、まちづくりテーマ 5 の重点施策 1「豊かな自然を守り・生かす環境対策の推進」で、本市の豊かな自然環境を守るため、プラスチックごみの削減や海洋プラスチックごみ対策など、環境美化、ごみ減量を推進するとともに、緑地や水環境の保全、自然環境共生を進めるとしています。

表 1-2 市政運営の総合指針 2024 の基本理念等

【めざす都市像（基本理念）】
郷土愛あふれる藤沢 ～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～
【3つのまちづくりコンセプト】
1 藤沢らしさを未来につなぐ持続可能な元気なまち（サステナブル藤沢）
2 共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）
3 最先端テクノロジーを活用した安全安心で暮らしやすいまち（スマート藤沢）
【8つの基本目標】
1 安全な暮らしを守る
2 文化・スポーツを盛んにする
3 自然を守り豊かな環境をつくる
4 子どもたちを守り育む
5 健康で安心な暮らしを支える
6 地域経済を循環させる
7 都市基盤を充実する
8 市民自治・地域づくりを進める

[資料：藤沢市市政運営の総合指針 2024]

(2) 藤沢市環境基本計画（2017年（平成29年）3月〔第2次改定〕）との関係

本市は、「藤沢市環境基本計画」について、国や県の動向、本市の関連計画等を踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応していくため、平成29年3月に2017年度（平成29年度）から2022年度（令和4年度）の6年間を見据えた内容に見直しを行いました。

藤沢市環境基本計画における総合環境像及び5つの環境像を表1-3に示します。

藤沢市環境基本計画では、これからも安全で安心な生活を実感して暮らせる社会の実現を目指し、総合環境像を「地域から地球に広がる環境行動都市」とし、それを創造するための5つの環境像を掲げています。

環境像の実現を目指す上でごみ処理と生活排水処理に関連する施策と役割の方向性を表1-4に示します。

本計画のごみ処理に関連する内容としては、環境像2「快適で潤いのある、住みやすい藤沢」における、環境目標2-1「廃棄物の発生抑制及び適正な処理」で、施策の方向性として「廃棄物発生抑制の推進（リデュース=Reduce）」「再使用の推進（リユース=Reuse）」「再資源化・再生利用の推進（リサイクル=Recycle）」「適正処分の推進」がうたわれています。

また、生活排水処理に関連する内容としては、環境像1「環境に優しく空気や川のきれいな藤沢」における、環境目標1-4「河川・海の保全」で、施策の方向性として「水質汚濁防止対策」「污水处理施設の普及」がうたわれています。

また、環境像を実現し、各種の環境施策を推進していく上で必要とされる環境への配慮について廃棄物処理に関連する環境配慮指針を表1-5に示します。

表 1-3 藤沢市環境基本計画における総合環境像及び5つの環境像

【総合環境像】地域から地球に広がる環境行動都市	
(環境像1)	環境に優しく空気や川のきれいな藤沢
(環境像2)	快適で潤いのある、住みやすい藤沢
(環境像3)	豊かな地域資源を次世代へ継承・発展する藤沢
(環境像4)	環境への意識が高く、積極的な活動がなされている藤沢
(環境像5)	未来の地球環境への投資を行う藤沢

[資料：藤沢市環境基本計画（2017年（平成29年）3月〔第2次改定〕）]

表 1-4 施策と役割の方向性

<p>【環境目標】</p> <p>河川・海の保全</p> <p>環境汚染のない、きれいな川や海が確保され、水に親しめる環境があること</p>
<p>【達成指標】</p> <p>水質汚濁、ダイオキシン類による水質の汚濁、底質など水に関する環境基準の達成</p> <p>◆水質汚濁に係る環境基準の達成を目指します。 ◆ダイオキシン類による水質の汚濁、底質の汚染に係る環境基準の達成を目指します。</p> <p>【施策の方向性】</p> <p>①水質汚濁防止対策 ②汚水処理施設の普及</p>
<p>【環境目標】</p> <p>河川・海の保全</p> <p>環境汚染のない、きれいな川や海が確保され、水に親しめる環境があること</p>
<p>【達成指標】</p> <p>水質汚濁、ダイオキシン類による水質の汚濁、底質など水に関する環境基準の達成</p> <p>◆水質汚濁に係る環境基準の達成を目指します。 ◆ダイオキシン類による水質の汚濁、底質の汚染に係る環境基準の達成を目指します。</p> <p>【施策の方向性】</p> <p>①水質汚濁防止対策 ②汚水処理施設の普及</p>

[資料：藤沢市環境基本計画（2017年（平成29年）3月〔第2次改定〕）]

表 1-5 環境配慮指針（事業別環境配慮指針）

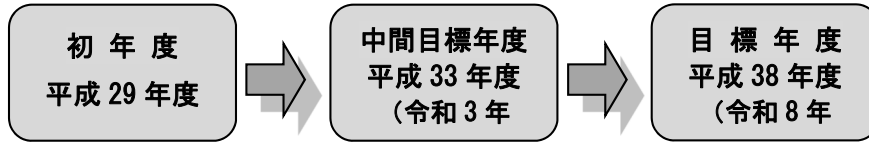
<p>廃棄物処理施設整備・管理事業</p>
<p>【環境配慮事項】</p> <p>環境像 1：環境に優しく空気や川のきれいな藤沢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の計画・整備にあたっては、地域の地形・地質・地盤などの特性を把握し、かつ、土壌汚染の防止、表層土及び地下水脈の保全、地下水のかん養、緑地等の保全に努めるとともに、やむを得ず改変を行う場合は、その復元を図るよう配慮します。 ・建設資材には可能な限り再生資材を使用するよう配慮します。 ・事業に伴うPM2.5などの大気汚染や水質汚濁等の発生を防止するため、予防対策を講じるよう十分配慮します。 <p>環境像 2：快適で潤いのある、住みやすい藤沢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の焼却や埋立などについて、計画等に基づき、適正な処分に配慮します。 <p>環境像 3：豊かな地域資源を次世代へ継承・発展する藤沢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理事業及び収集運搬事業の実施にあたっては、周辺環境を阻害しないよう、対策を講じる配慮をします。 <p>環境像 4：環境への意識が高く、積極的な活動がなされている藤沢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育等や施設見学など、ごみ問題に対する取組や学習をとおして、ごみの減量に対する意識を高めるよう配慮します。 <p>環境像 5：未来の地球環境への投資を行う藤沢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設による発電や温水プールへの余熱の供給など、エネルギーの有効活用に配慮します。

[資料：藤沢市環境基本計画（2017年（平成29年）3月〔第2次改定〕）]

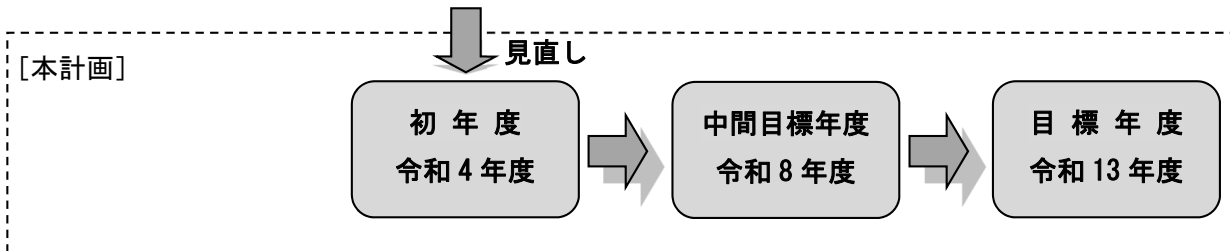
第4節 計画期間

計画期間は、令和4年度を初年度に10年間の計画期間として、目標年度を令和13年度とします。計画期間中は、令和8年度を中間目標年度として設定し、計画の進捗状況の評価、見直しを行うものとします。

[旧計画]

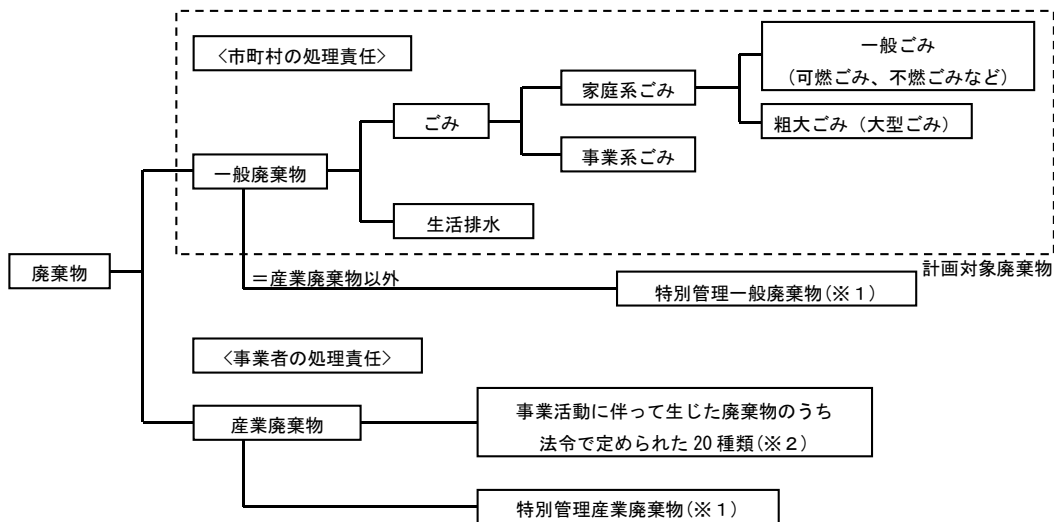


[本計画]



第5節 計画の対象範囲

廃棄物の区分を図1-5に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。本計画の対象とする一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律及び政令で定められている20種類のものを指します。



注記※1：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

※2：燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、13号廃棄物（コンクリート固化したものなど）、上記20種類の産業廃棄物を処分するために処理したものと、資源回収を目的として輸入された廃棄物（主に廃乾電池、ヨウ素含有廃触媒など）

[資料：環境省]

図 1-5 本計画の対象廃棄物

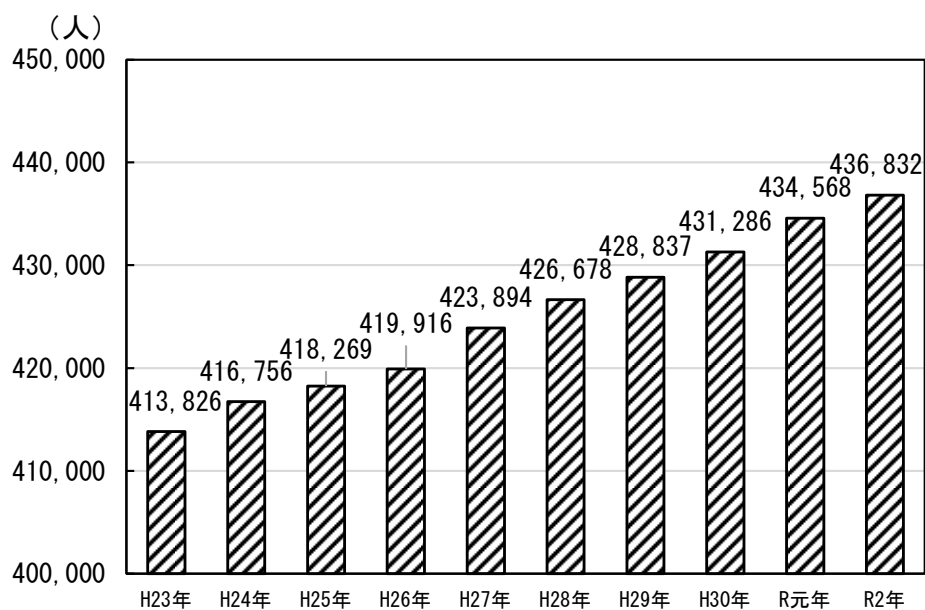
第2章 地域概況

第1節 人口動態

1. 人口推移

本市の人口推移を図 2-1 に示します。

本市の人口は平成 23 年に 413,826 人でしたが、年々増加し、令和 2 年には 436,832 人となり、平成 23 年に対して 23,006 人増加しています。



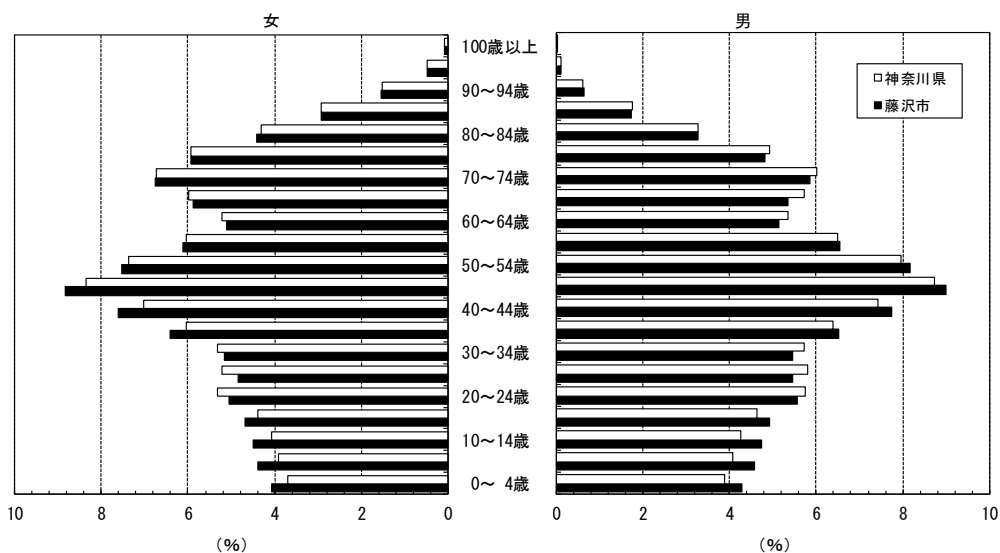
※各年度 10 月 1 日時点の人口

図 2-1 人口推移

2. 年齢別人口

令和2年1月1日現在の年齢別の人口分布を図2-2に示します。

年齢別人口は、高齢者人口（65歳以上）は総人口の24.6%（神奈川県平均25.1%）を占めるのに対し、若年層（14歳以下）は13.1%（神奈川県平均11.9%）となっており、高齢の世代が多いことがわかります。



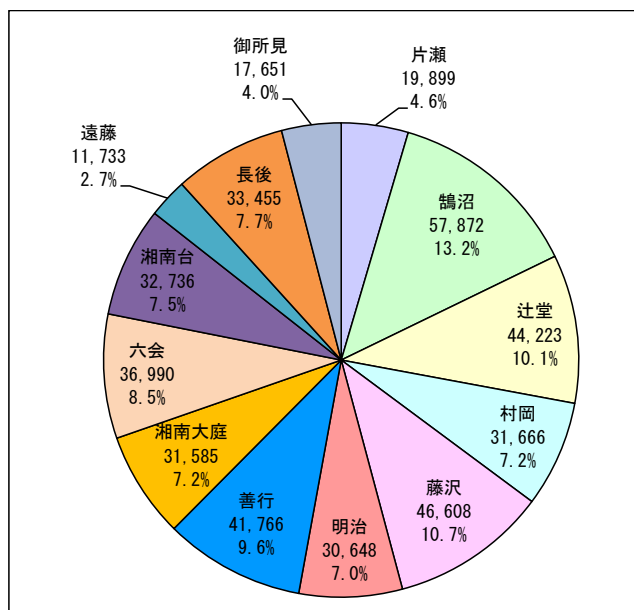
[資料：神奈川県年齢別人口統計調査（R2年1月1日現在）]

図2-2 年齢5歳階級別人口（割合）

3. 地区別人口

令和2年10月1日現在の地区別人口を図2-3に示します。

地区別人口では、鶴沼地区57,872人（13.2%）が最も多く、続いて、藤沢地区46,608人（10.7%）、辻堂地区44,223人（10.1%）、善行地区41,766人（9.6%）の順となっています。



[資料：藤沢市人口統計（R2年10月1日現在）]

図2-3 地区別人口

第2節 産業の動向

1. 農業

農家及び経営耕地面積の推移を表 2-1 に示します。

総農家数は、平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間に 713 戸から 672 戸へと 41 戸（5.8%）減少しています。農家の種別では、第 1 種兼業農家の減少が著しく 51.0%減少し、第 2 種兼業農家も 5.9%減少しています。それに対し、専業農家は 21.4%増加しており、兼業農家から専業農家へ移行しているものと考えられます。

経営耕地面積は、平成 22 年から平成 27 年の 5 年間に 712ha から 679ha へと 33ha（4.6%）減少しています。耕地の種別では、田 6.9%、畑 2.9%、樹園地 9.3%の減少となっています。

表 2-1 農家及び経営耕地面積の推移

項目	年	(単位：戸、%)				項目	年	(単位：ha、%)			
		H22	H27	増減				H22	H27	増減	
				戸数	増減率			面積	増減率		
総農家数		713	672	-41	-5.8	田		116	108	-8	-6.9
専業農家		257	312	55	21.4	畑		478	464	-14	-2.9
兼業農家		456	360	-96	-21.1	樹園地		118	107	-11	-9.3
第一種兼業		153	75	-78	-51.0	計		712	679	-33	-4.6
第二種兼業		303	285	-18	-5.9						

[資料：農林業センサス]

2. 工業

事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移を表 2-2 に示します。

事業所数及び従業者数は、平成 19 年から平成 30 年までの 12 年間、増減を繰り返しながら若干減少傾向にある一方で、製造品出荷額等は、約 13,626 億円から約 15,056 億円へと約 1,430 億円（10.5%）増加しています。

表 2-2 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

年	項目	(単位：事業所、人、万円)		
		事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
H19		363	26,475	136,262,413
H20		372	24,239	133,519,420
H21		321	21,870	86,524,852
H22		319	21,696	107,090,488
H23 ^{※1}		334	22,061	118,714,505
H24		328	21,769	125,163,435
H25		318	20,866	124,846,325
H26		308	21,215	138,759,697
H27 ^{※2}		327	23,121	148,447,921
H28		297	23,595	142,761,225
H29		293	23,473	147,376,259
H30		288	23,745	150,560,379

※1：平成 24 年経済センサス-活動調査結果（製造業）

※2：平成 28 年経済センサス-活動調査結果（製造業）

[資料：工業統計調査]

3. 商業

事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移を表 2-3 に示します。

平成 26 年から平成 28 年までの 2 年間で、事業所数がほぼ横ばいの一方で、従業者数はやや増加しています。また、平成 28 年度の年間商品販売額は、平成 26 年度と比べて約 976 億円増加しています。

表 2-3 事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

(単位：事業所、人、百万円)

年 項目	H26			H28		
	事業所数	従業者数	商年間 商品 販売額	事業所数	従業者数	商年間 商品 販売額
総数	2,427	24,184	645,320	2,480	26,001	742,913
卸売業	425	3,649	235,270	423	3,762	270,339
小売業	2,002	20,535	410,050	2,057	22,239	472,574

[資料：商業統計調査]

4. 観光業

観光客数の推移を表 2-4 に示します。

観光客数は、天候不順等が影響した平成 29 年を除き、平成 27 年から令和元年までの 4 年間にかけて、全体として増加の傾向にあります。

また、本市の日帰り客数は、宿泊客数に比べ非常に高い割合を占め、令和元年では、合計 19,299,823 人に対して、日帰り客数 18,718,456 人 (97.0%) となっています。

表 2-4 観光客数の推移

(単位：人)

年 項目	H27	H28	H29	H30	R1
宿泊客数	537,639	544,986	532,698	588,446	581,367
日帰り客数	17,797,704	18,103,422	15,947,389	17,803,573	18,718,456
合計	18,335,343	18,648,408	16,480,087	18,392,019	19,299,823

[資料：神奈川県入込観光客調査報告書]

第3節 土地利用状況

土地利用状況を表 2-5 に示します。

本市の総面積は 69.56km²であり、地目別では宅地が全体の約半分の 47.6%を占め、次いでその他 20.5%、畑 13.2%、雑種地 11.8%の順となっています。

表 2-5 土地利用状況

地目名	区分	面積 (km ²)	割合 (%)
総面積		69.56	100.0
田		1.57	2.3
畑		9.16	13.2
宅地		33.18	47.6
山林		3.07	4.4
原野		0.06	0.1
雑種地		8.24	11.8
その他		14.28	20.5

※端数処理の関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

[資料：藤沢市統計年報（2020年版）]

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理の流れを図 3-1 に示します。家庭系ごみとして定期的に収集されるごみの分別は、可燃ごみ、大型・特別大型ごみ、不燃ごみ、資源の4区分23分類です。

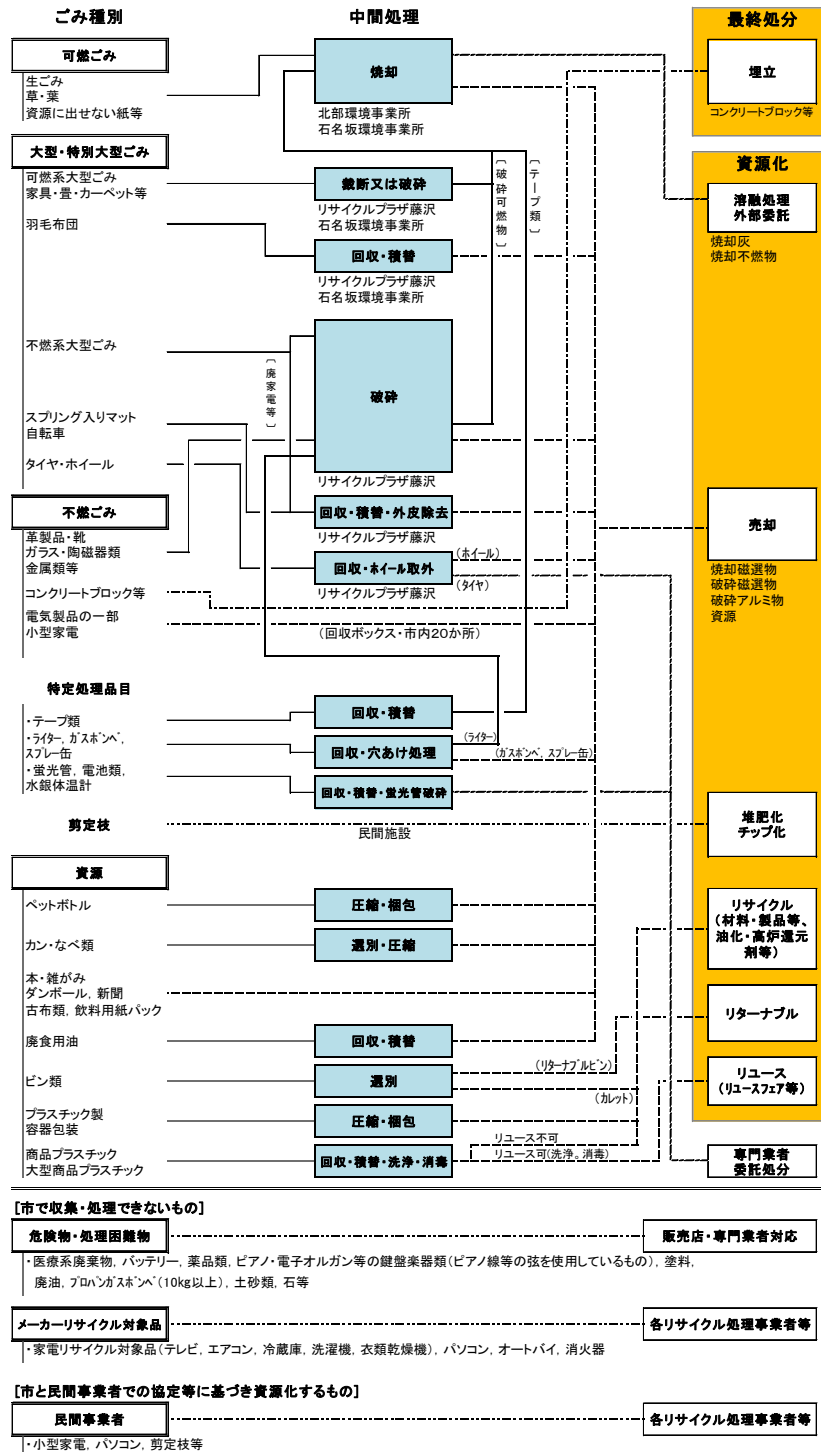


図 3-1 ごみ処理の流れ

2. ごみ処理体制

ごみ処理の区分ごとの処理先及び処理方法を表 3-1 に示します。

本市のごみ処理については、中間処理は北部環境事業所、石名坂環境事業所、リサイクルプラザ藤沢で行っており、最終処分は女坂最終処分場で行っています。

表 3-1 ごみ処理の区分ごとの処理先及び処理方法

項 目	収集・運搬	中間処理		最終処分		
		処理先	処理方法	処理先	処理方法	
可燃ごみ	藤沢市（委託） 排出者	北部環境事業所 石名坂環境事業所	焼却	専門業者	熔融処理	
不燃ごみ	藤沢市（委託） 排出者	リサイクルプラザ藤沢	破碎、磁選別・アルミ選別	女坂最終処分場	埋立	
		北部環境事業所 石名坂環境事業所	焼却	専門業者	売却処分	
	藤沢市（委託） 排出者	認定事業者に引渡し				
資源	プラスチック製容器包装	藤沢市（委託） 排出者	リサイクルプラザ藤沢 または民間施設	圧縮・梱包	専門業者	資源化
	ビン	藤沢市（委託） 排出者	リサイクルプラザ藤沢	選別	専門業者	資源化 （一部売却）
	カン・なべ類	藤沢市（委託） 排出者	リサイクルプラザ藤沢	選別・圧縮	専門業者	資源化 （一部売却）
	ペットボトル	藤沢市（委託） 排出者	リサイクルプラザ藤沢	圧縮・梱包	専門業者	売却
	本・雑がみ	藤沢市（委託） 排出者	売却			
	廃食用油	藤沢市（委託） 排出者	リサイクルプラザ藤沢	積替	専門業者	売却
	商品プラスチック 大型商品プラスチック	藤沢市（委託） 排出者	リユースまたは売却			
	剪定枝	藤沢市（委託） 排出者	民間施設で資源化			
	その他資源 （新聞、飲料用紙パック、段ボール、古布類）	藤沢市（委託） 排出者	売却			
	小型家電	藤沢市（委託） 排出者	認定事業者に引渡し			
大型ごみ、 特別大型ごみ	可燃系	藤沢市（委託） 排出者	リサイクルプラザ藤沢	破碎 （羽毛布団については選別）	専門業者	熔融処理 （羽毛布団は資源化）
			北部環境事業所	焼却		
	不燃系	藤沢市（委託） 排出者	石名坂環境事業所	破碎 （羽毛布団については選別） 焼却	専門業者	熔融処理 （家電製品は資源化）
			リサイクルプラザ藤沢	破碎、磁選別・アルミ選別 （家電製品は選別）		
			北部環境事業所	焼却		
特定 処理品 目	蛍光管		リサイクルプラザ藤沢	破碎	民間施設で処分（資源化）	
	電池類、水銀体温計		民間施設で処分（資源化）			
	テープ類	藤沢市（委託） 排出者	北部環境事業所	焼却	北部環境事業所	熔融処理
	ライター、ガスボンベ、スプレー缶	藤沢市（委託） 排出者	リサイクルプラザ藤沢	破碎、磁選別・アルミ選別	専門業者	熔融処理
	北部環境事業所		焼却			
市が収集・処理できないごみ	排出者	民間施設で処理				
市と民間事業者の協定に基づき資源化するごみ	排出者	専門業者にて資源化				

(1) 収集・運搬

本市では可燃ごみを週2回の定曜日、不燃ごみ及び資源を隔週で収集し、かつ、地域ごとに収集日程をわかりやすく周知するため、市域を10ブロックに分けて収集を行っています。

また、可燃ごみ、不燃ごみのごみ出しや資源を集積所まで排出することが困難で、ボランティア等の協力が得られない高齢者世帯、障がい者世帯等を対象に、安否確認を含め、声をかけながら行う一声ふれあい収集を実施しています。

なお、一声ふれあい収集の対象となる主な世帯等は、次のとおりです。

- ・ 日常、介助または介護を必要とする高齢者（概ね65歳以上）の世帯
- ・ 障がい者（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人）のみの世帯
- ・ 上記の世帯で同居する家族がいる場合であっても、同居者が虚弱、年少者である世帯

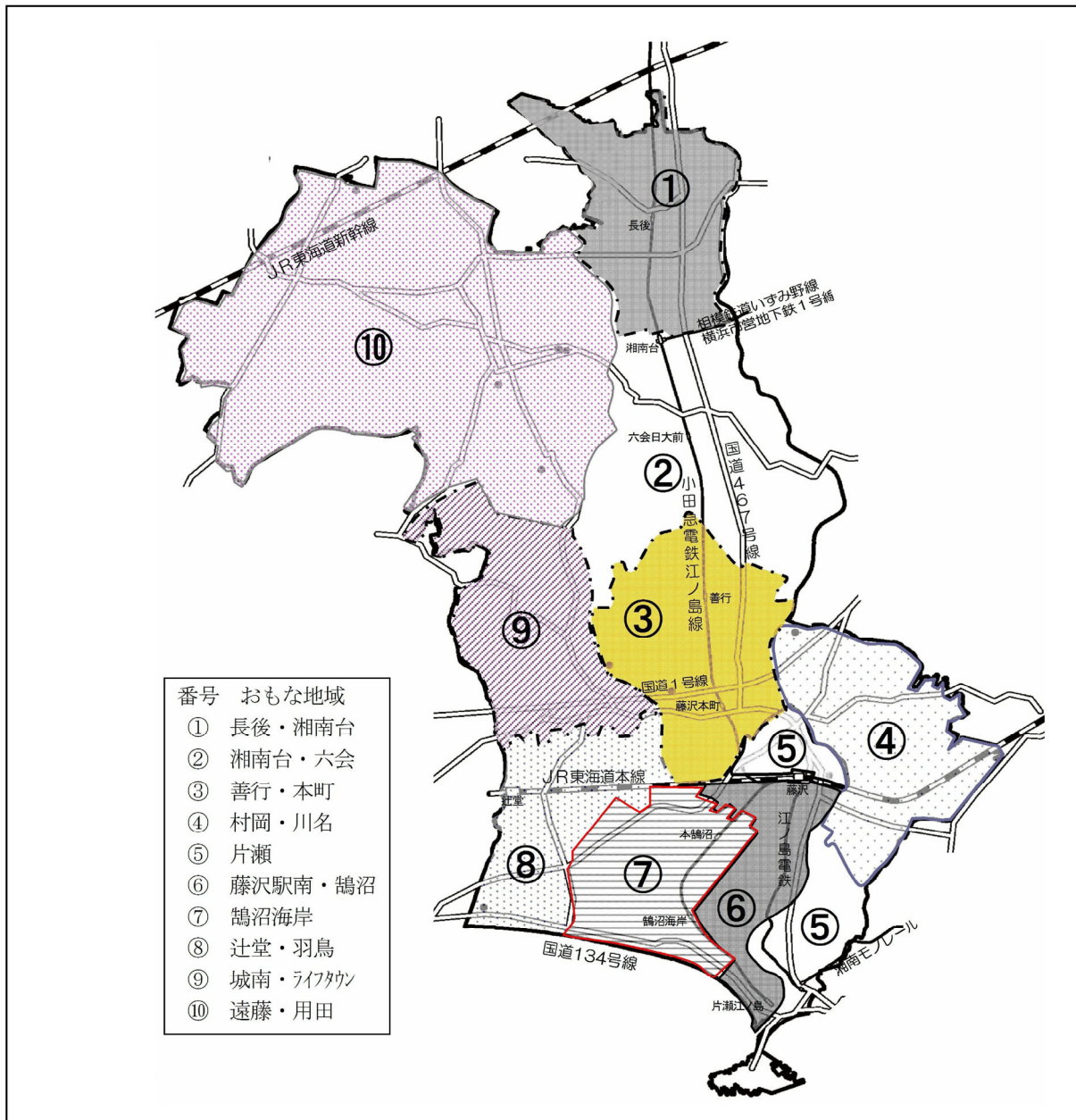


図 3-2 収集10ブロック区分け

(2) 中間処理及び最終処分

中間処理施設及び最終処分場の概要を表 3-2 から表 3-4、施設等配置図を図 3-3 に示します。

表 3-2 北部環境事業所・石名坂環境事業所の概要

名称	北部環境事業所	石名坂環境事業所
所在地	藤沢市石川2168番地	藤沢市本藤沢2-1-1
処理方式	全連続 ストーカ方式	全連続 流動床方式
公称能力	150 t /日	260 t /日 (130 t /日 × 2基)
竣工	平成19年3月 (1号炉)	昭和59年3月 平成12年3月ダイオキシン類及び老朽 化対策工事 (改修)
付帯設備	発電設備 場内給湯設備	発電設備 温水プール熱供給設備 場内冷暖房・給湯設備 可燃性大型ごみ破碎施設 (25t/5h) 犬猫専焼炉

表 3-3 リサイクルプラザ藤沢の概要

名称	リサイクルプラザ藤沢	
所在地	藤沢市桐原町23番1	
各施設の名称	カン・金属類の機械選別圧縮施設	ビン選別施設
処理方法	手選別、磁選機及びアルミ選別機による選別後、圧縮	手選別による生きびん回収及び色分別 (4色) 後、カレット化
処理能力	10.0 t /日 (5時間)	15.5 t /日 (5時間)
竣工	平成25年3月	平成25年3月
各施設の名称	ペットボトルの選別圧縮施設	不燃ごみ・大型ごみの破碎・機械選別施設
処理方法	手選別による異物除去後、圧縮・梱包	2軸式低速破碎機・横軸回転式破碎機による破碎後、磁選機及びアルミ選別機による選別
処理能力	7.0 t /日 (5時間)	65.0 t /日 (5時間)
竣工	平成25年3月	平成25年3月
各施設の名称	プラスチック製容器包装の機械選別圧縮施設	大型可燃ごみの破碎・機械選別施設
処理方法	破袋機による破袋、手選別による異物除去後、圧縮梱包	2軸式低速破碎機による破碎
能力	24.5 t /日 (5時間)	5.5 t /日 (5時間)
竣工	平成25年3月	平成25年3月

表 3-4 女坂最終処分場の概要

名称	女坂最終処分場
所在地	藤沢市用田150番地
埋立物	焼却不燃物・焼却残渣物
全体容量	200,000m ³
残余容量	108,682m ³ (令和3年2月現在)
竣工	平成9年3月
埋立終了予定	令和25年3月



[資料：令和元年度 清掃事業の概要 藤沢市環境部]

図 3-3 施設等配置図

3. ごみの種類別発生量及び性状の実績

(1) ごみ排出量の推移

本市におけるごみ排出量の推移を図 3-4 に示します。

総ごみ量は、平成 23 年度は 133,656 t/年でしたが、令和 2 年度には 133,325 t/年となり、平成 23 年度と比較して 331 t/年 (0.2%) 減少しています。

前年度のごみ排出量に対する増減割合は、ほぼ横ばいで推移していますが、事業系ごみについては、平成 30 年度から令和元年度にかけて 4%の減少、令和元年度から令和 2 年度にかけて 20%の減少がみられます。

家庭系ごみ排出量は、平成 23 年度は 102,288 t/年でしたが、令和 2 年度には 104,323 t/年となり、平成 23 年度と比較して 2,035 t/年 (2.0%) 増加しています。

事業系ごみ排出量は、平成 23 年度は 31,369 t/年でしたが、令和 2 年度には 29,002 t/年となり、平成 23 年度と比較して 2,367 t/年 (7.5%) 減少しています。

家庭系ごみと事業系ごみの割合は、平成 23 年度は家庭系ごみ約 77%に対し事業系ごみ約 23%、令和 2 年度には家庭系ごみ約 78%に対し事業系ごみ約 22%と、ほぼ同様の値を示しています。

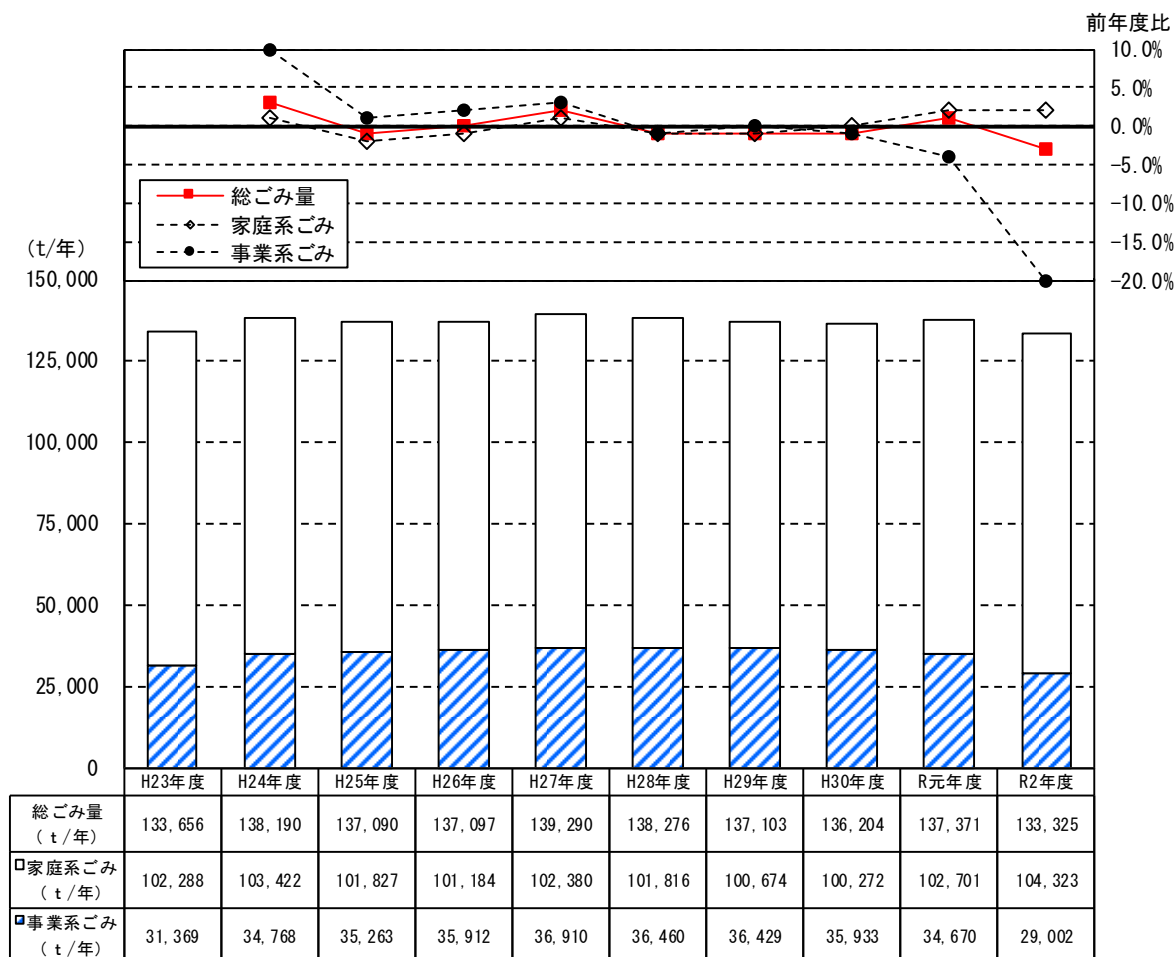


図 3-4 ごみ排出量の推移

(2) 原単位の推移

本市におけるごみ排出量の原単位の推移を図 3-5 に示します。

ごみ排出量の原単位は、平成 23 年度に 882 g/人・日、平成 24 年度にはここ 10 年での最大値 908 g/人・日となりました。しかし、それ以降は減少傾向を示し、令和 2 年度には 836 g/人・日となり、平成 24 年度と比較して 46 g/人・日 (5.2%) 減少しています。

資源ごみを除くごみ排出量は、平成 23 年度に 670 g/人・日、平成 27 年度にはここ 10 年で最大値 692 g/人・日となりました。その後は減少し、令和元年度は平成 23 年度と同程度の 669 g/人・日となり、また、令和 2 年度は令和元年度から大幅に減少し、635 g/人・日となりました。

家庭系ごみの原単位は、平成 23 年度は 675 g/人・日、平成 30 年度までは減少傾向にあり、637 g/人・日となりました。しかし、その後再び増加傾向に転じ、令和 2 年度には 654 g/人・日となり、平成 30 年度と比較して 17 g/人・日 (2.7%) 増加しています。

事業系ごみの原単位は、平成 23 年度は 85.7 t/日、平成 24 年度には 95.3 t/日に増加し、以降ほぼ横ばい傾向にありましたが、令和元年度から令和 2 年度にかけては、15.3 t/日 (16.1%) 減少しています。

これらの要因として、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を受け、飲食店等の休業や時短営業、また、家庭での生活時間が増えたためと考えられます。

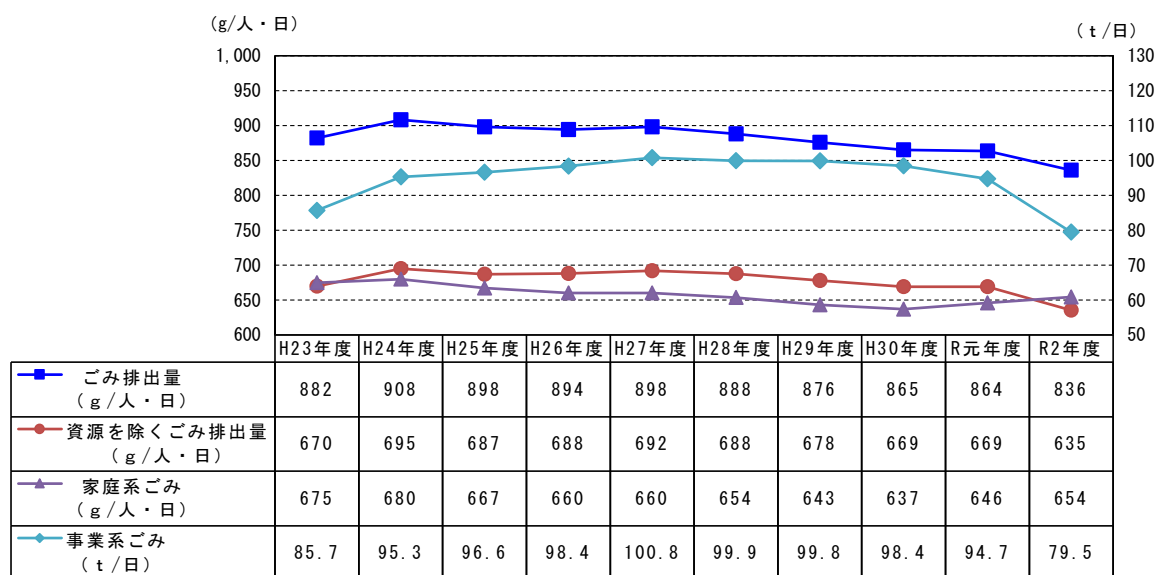


図 3-5 原単位の推移

※原単位算出に用いた人口は、10月1日現在の国勢調査人口

※平成 30 年 10 月 1 日に事業系ごみのごみ処理手数料改定を実施

(3) 焼却施設におけるごみ処理量

本市におけるごみ処理量の推移を図 3-6 に示します。

ごみ処理量の総量は、平成 23 年度は 101,354 t/年でしたが、令和 2 年度には 98,034 t/年となり、平成 23 年度と比較して 3,320 t/年 (3.3%) 減少しています。

石名坂環境事業所におけるごみ処理量は、平成 25 年度は 54,604 t/年でしたが、令和 2 年度には 58,019 t/年となり、平成 25 年度と比較して 3,415 t/年 (6.3%) 増加しています。

また、北部環境事務所におけるごみ処理量は、延命化工事後の平成 25 年度に 48,492 t/年でしたが、令和 2 年度には 40,015 t/年となり、平成 25 年度と比較して 8,477 t/年 (17.5%) 減少しています。なお、平成 28 年度から北部環境事務所新 2 号炉の建設工事のため、リサイクルプラザ藤沢の破碎残渣の一部を市外搬出し、処理しています。

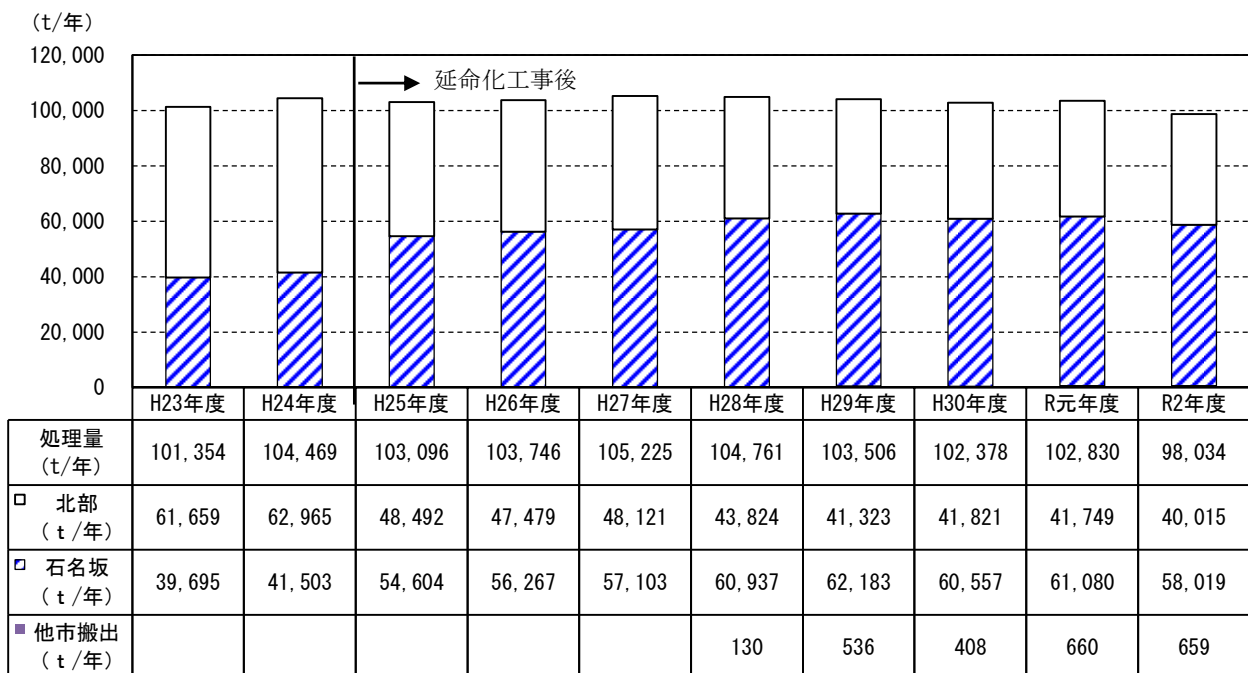


図 3-6 ごみ処理量

※：平成 23 年度から平成 24 年度は石名坂環境事務所 1 炉、北部環境事業所 2 炉運転

(石名坂環境事業所 3 号炉の延命化工事のため)

平成 25 年度以降は石名坂環境事業所 2 炉、北部環境事業所 1 炉運転

(北部環境事業所 2 号炉廃止)

※処理量は北部と石名坂の合計量です。

(4) 組成分析結果

収集における可燃ごみの組成分析結果を図 3-7、不燃ごみの組成分析結果を図 3-8 に示します。

可燃ごみの組成分析結果(平均)では、厨芥類が全体の40.9%を占めており、次いで枝葉が24.7%、その他可燃ごみが16.1%、資源物が9.2%、紙おむつが7.0%、不燃ごみが2.1%を占めています。

不燃ごみの組成分析結果(平均)では、不燃ごみが全体の86.3%を占めており、次いで資源物が9.6%、可燃ごみが4.1%を占めています。

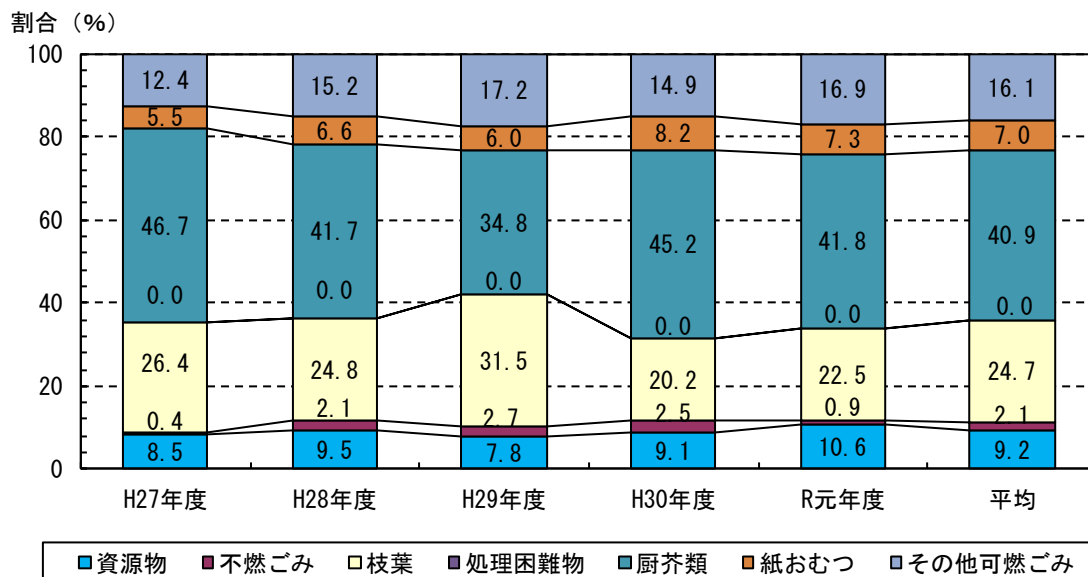


図 3-7 可燃ごみの組成分析結果 (重量比)

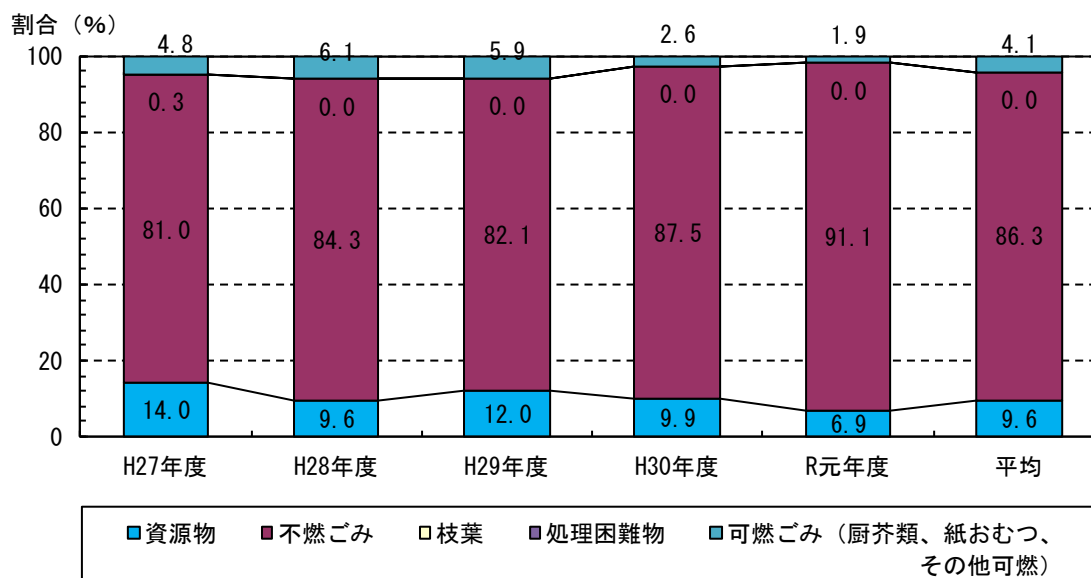


図 3-8 不燃ごみの組成分析結果 (重量比)

※R2年度はコロナウイルスの影響で調査を実施していません。

焼却施設のごみピットにおけるごみの組成分析結果を表 3-5 及び図 3-9 に示します。

ごみの組成分析結果の平均値は、紙類が 35.4%と最も多く、次いでプラスチック類 20.7%、木・竹・わら類 14.7%、厨芥類 14.0%、布類 7.6%、その他可燃物 4.6%、不燃物 3.0%となっています。

表 3-5 可燃ごみの組成分析結果

分析項目	単位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	平均	
ごみの種類・組成	紙類	%	38.6	35.9	37.4	34.0	31.3	35.4
	布類	%	8.5	9.2	6.7	5.5	8.1	7.6
	プラスチック類	%	15.8	22.7	19.8	22.0	23.2	20.7
	木・竹・わら類	%	12.8	14.6	13.4	15.6	16.9	14.7
	厨芥類	%	17.2	8.9	15.9	15.8	12.1	14.0
	その他可燃物	%	4.0	4.5	3.9	4.5	6.0	4.6
	不燃物	%	3.1	4.1	2.9	2.6	2.3	3.0
三成分	水分	%	46.0	45.0	48.8	48.5	47.1	47.1
	灰分	%	7.2	6.8	6.1	7.4	7.3	7.0
	可燃分	%	48.7	47.8	45.5	48.6	45.6	47.2

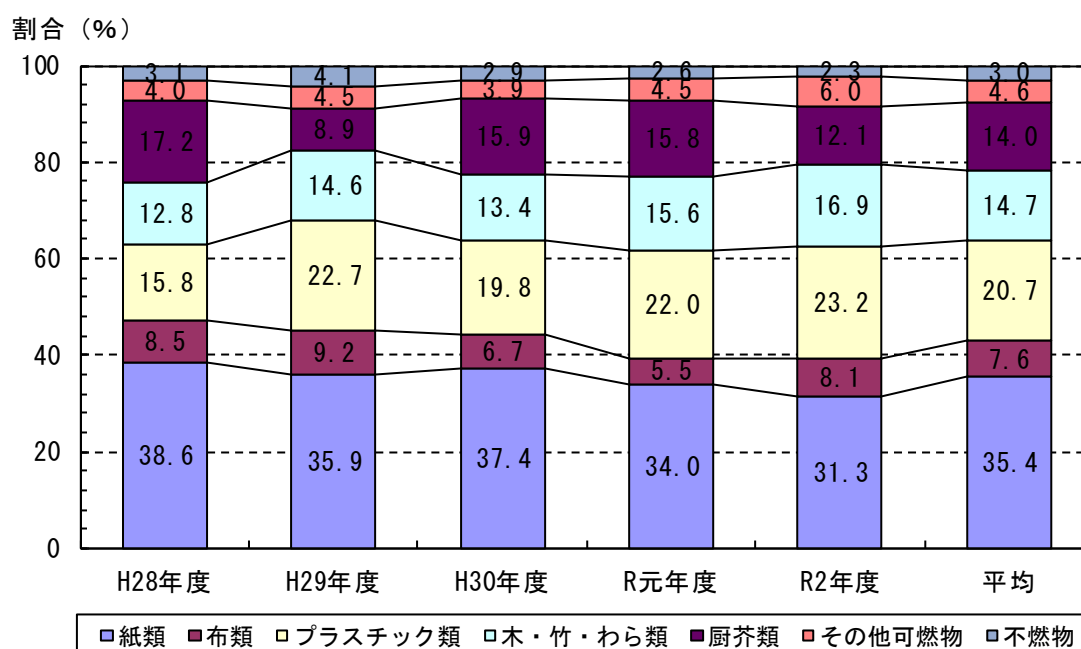


図 3-9 ごみ組成分析結果

※組成分析結果は、石名坂環境事業所及び北部環境事業所の平均値です。

4. 資源化の実績

本市における資源化量及び資源化率の推移を図 3-10 に示します。

資源化量Ⅰ（灰熔融＋エコセメント除く）は、平成 23 年度は 33,871 t/年でしたが、令和 2 年度には 34,534 t/年となり、平成 23 年度と比較して 663 t/年（2.0%）増加しています。

資源化量Ⅱは、平成 23 年度は 47,972 t/年でしたが、令和 2 年度には 45,150 t/年となり、平成 23 年度と比較して 2,822 t/年（5.9%）減少しています。

資源化率Ⅰ（灰熔融＋エコセメント除く）は、平成 23 年度は 25.3%でしたが、令和 2 年度には 25.9%となり、平成 23 年度と比較して 0.6 ポイント増加しています。

資源化率Ⅱは、平成 23 年度は 35.9%でしたが、令和 2 年度には 33.9%となり、平成 23 年度と比較して 2.0 ポイント減少しています。

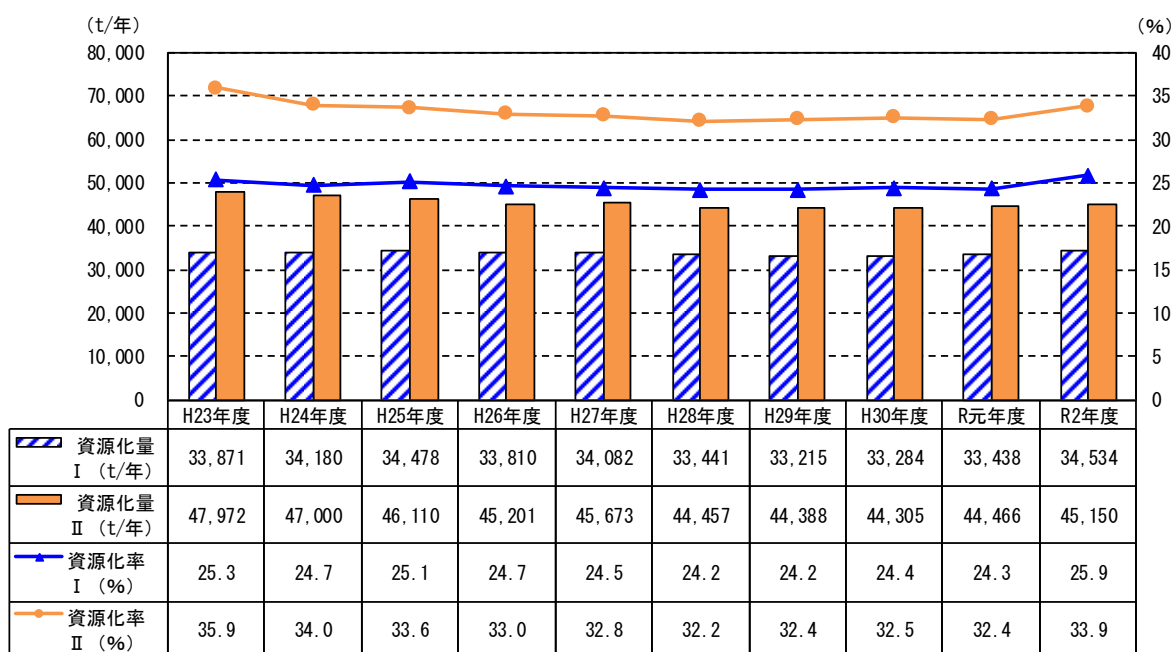


図 3-10 資源化量の推移

- 資源化率Ⅰ = 灰熔融等資源化を含まないごみ発生量中の資源物の割合
 (資源回収量 + 処理過程からの資源化量 + その他家電リサイクル量 + 処理困難物) / ごみ発生量
- 資源化率Ⅱ = 灰熔融等資源化を含むごみ発生量中の資源物の割合
 (灰熔融等資源化量 + 資源回収量 + 処理過程からの資源化量 + その他家電リサイクル量 + 処理困難物) / ごみ発生量

5. プラスチックごみ排出量の推移

本市におけるプラスチックごみ排出量の推移を図 3-11 に示します。

プラスチックごみ排出量の推移は、平成 23 年度は 7,891 t/年でしたが、令和 2 年度には 9,566 t/年となり、平成 23 年度と比較して 1,675 t/年 (21.2%) 増加しています。

商品プラスチックの排出量は、分別収集が開始された平成 24 年度は 97 t/年でしたが、令和 2 年度には 107 t/年となり、平成 24 年度と比較して 10 t/年 (10.3%) 増加しています。

ペットボトルの排出量は、平成 23 年度は 1,159 t/年でしたが、令和 2 年度には 1,583 t/年となり、平成 23 年度と比較して 424 t/年 (36.6%) 増加しています。

その他プラスチック容器の排出量は、平成 23 年度は 6,732 t/年でしたが、令和 2 年度には 7,876 t/年となり、平成 23 年度と比較して 1,144 t/年 (17.0%) 増加しています。

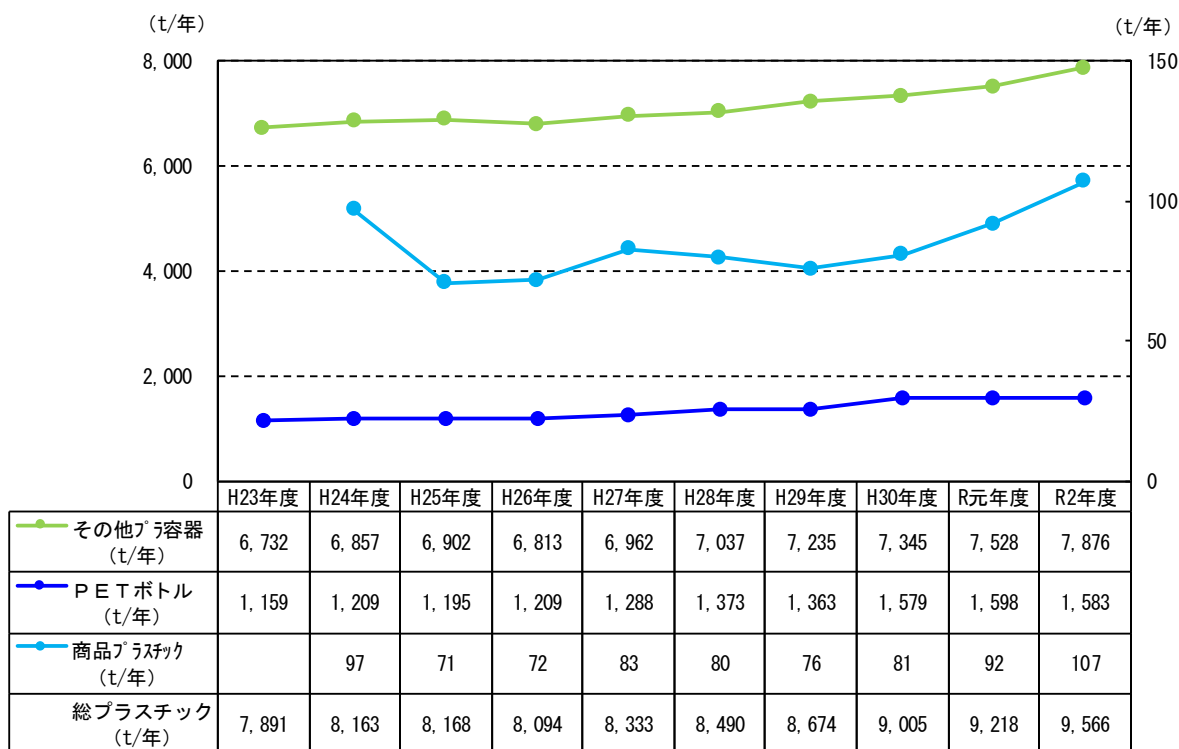


図 3-11 プラスチックごみ排出量の推移

※平成 23 年度は、資源品目別個別収集モデル地区にて、商品プラスチックを収集しています。

6. 中間処理量（破碎選別）の推移

本市における中間処理量(破碎選別)の推移を図 3-12 に示します。

破碎選別（リサイクルプラザ藤沢）における中間処理は、平成 23 年度は 11,922 t/年でしたが、令和 2 年度には 13,679 t/年となり、平成 23 年度と比較して 1,757 t/年（14.7%）増加しています。

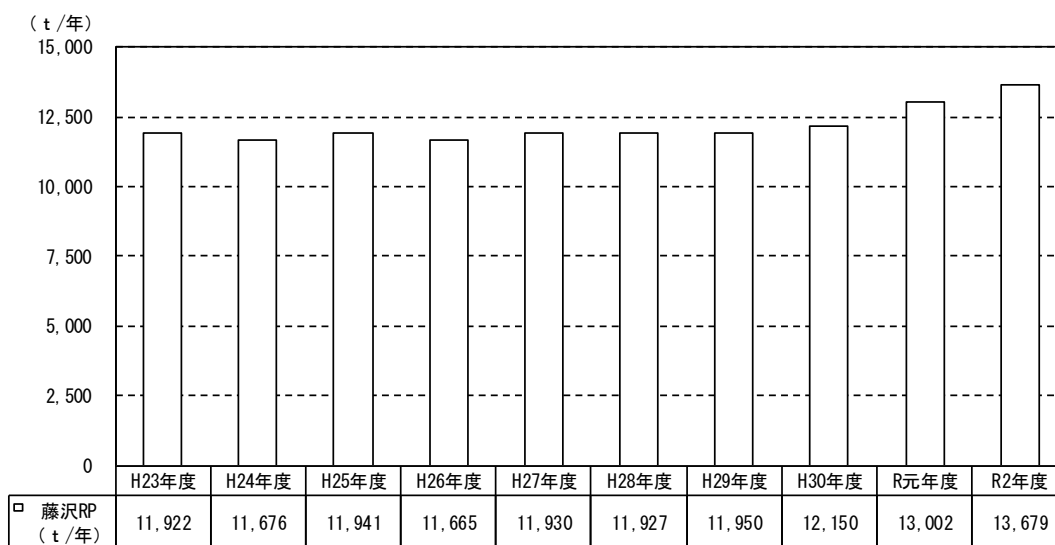


図 3-12 中間処理量（破碎選別）の推移

※藤沢 RP はリサイクルプラザ藤沢の略です。

7. 最終処分状況

本市における最終処分量の推移を図 3-13 に示します。

最終処分量は、平成 23 年度は 195.12 t/年で、以降増減を繰り返し、令和 2 年度には 110.33 t/年となっています。これは、平成 23 年度と比較して 84.79 t/年（43.5%）の減少、ここ 10 年での最大値となる令和元年度と比較して 250.42 t/年（69.4%）の減少となります。また、最終処分率についても、同様の傾向を示しています。

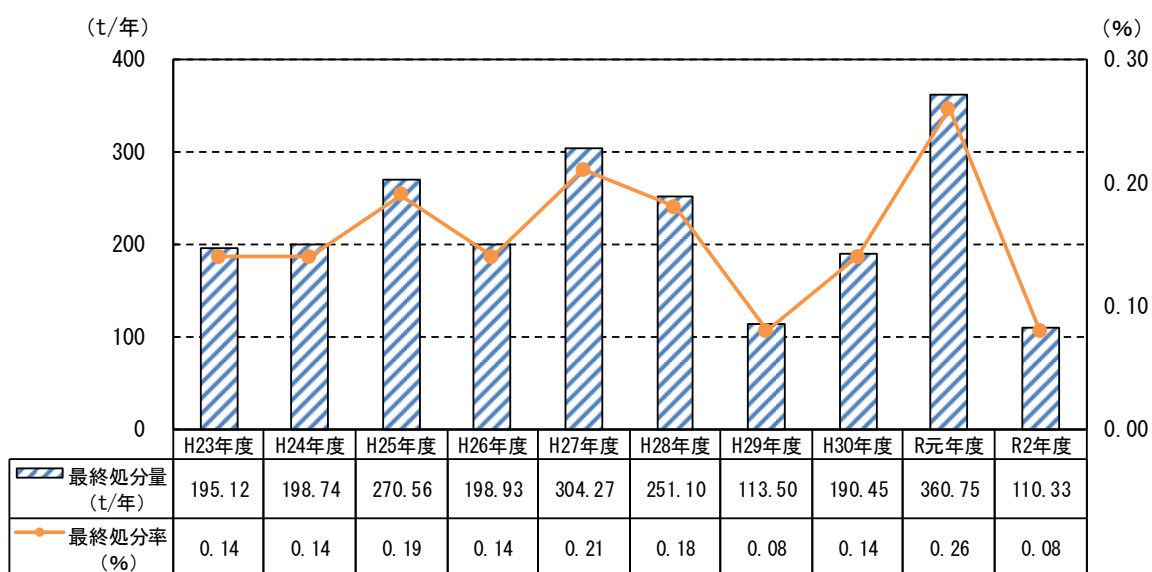


図 3-13 最終処分量の推移

8. ごみ処理経費の実績

清掃関係費の推移を表 3-6 に示します。

令和 2 年度当初予算額における環境保全費は 1,349 百万円で、保健衛生費や清掃費等の衛生費は、15,102 百万円となっています。また、一般会計に対する清掃関係費の割合は 5.76% となっています。

表 3-6 清掃関係費の推移

(単位：千円)

内 訳	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 当初予算額
藤沢市一般会計総額	138,544,542	150,917,255	142,553,856	150,228,102	148,056,000
環境保全費	1,541,048	1,316,579	1,203,234	1,504,170	1,348,565
環境保全費	1,541,048	1,316,579	1,203,234	1,504,170	1,348,565
生活環境費	68,750	79,755	80,284	77,686	81,396
河川ごみ除去対策事業	2,170	2,071	2,315	1,129	1,219
海岸美化関係費	35,357	36,074	38,393	40,145	54,706
不法投棄防止等対策費	8,964	9,582	8,427	7,749	8,163
生活環境美化推進費	22,259	21,789	19,170	20,710	4,915
衛生費	13,369,945	13,459,696	13,820,628	15,395,061	15,102,319
保健衛生費	4,342,462	4,442,368	4,439,328	4,734,289	5,043,003
環境衛生費	35,311	68,183	91,630	79,470	39,351
生活環境団体等指導育成費	2,584	2,588	2,588	2,571	2,767
公衆便所管理費	32,727	33,520	32,947	32,872	36,584
公衆便所整備費	0	32,076	56,095	44,028	0
清掃費	7,511,153	7,553,431	7,871,593	9,146,305	8,409,915
清掃総務費	2,654,103	2,695,553	2,682,606	2,760,580	2,824,091
給与費	1,833,528	1,882,706	1,851,226	1,870,044	1,898,952
一般清掃総務費	14,461	3,266	4,501	22,389	13,353
ごみ減量推進事業	215,275	214,225	217,379	242,211	259,595
環境基金積立金	589,931	595,358	609,501	625,937	652,191
生ごみ堆肥化推進事業費	910	0	0	0	0
塵芥処理費	4,730,332	4,721,956	5,047,022	6,231,534	5,440,006
塵芥収集関係費	1,869,704	1,864,939	1,878,095	1,915,866	1,936,551
塵芥処理関係費	2,206,550	2,286,796	2,440,566	2,806,967	2,113,768
最終処分場関係費	149,770	126,283	122,994	126,225	140,265
リサイクルプラザ関係費 (H23～24：リサイクルセンター整備事業費 H25：リサイクルセンター関係費)	331,614	260,226	263,333	267,427	287,270
プラスチック中間処理施設運営費	140,033	140,033	140,033	141,330	142,627
清掃施設周辺環境整備事業費 (H22のみ地震被害環境施設復旧費)					
バイオガス化施設調査検討事業費					
一般廃棄物中間処理施設関係費	32,663	34,357	170,897	973,722	819,525
【繰越明許費分】北部環境事業所整備費			31,104		
し尿処理費	126,720	135,924	141,996	154,193	145,818
し尿収集関係費	43,176	43,085	43,095	41,432	42,000
し尿処理関係費	74,781	83,515	89,433	103,196	93,964
浄化槽清掃助成関係費	8,763	9,324	9,438	9,565	9,854
清掃関係に属するものの合計	7,615,216	7,701,371	8,043,508	9,303,463	8,530,612
一般会計に対する清掃関係費の割合(%)	5.50	5.10	5.64	6.19	5.76

※項目ごとに切り上げをしているため、小計が合わない場合があります。

9. 市町村一般廃棄物処理システム比較分析（保留）

本計画における評価項目については、他自治体の数値も把握する必要があることから、「一般廃棄物処理実態調査結果」において把握可能な項目とし、公表されている平成 26 年度の実績値で比較します。また、比較する自治体は、藤沢市との類似自治体 38 市町村を対象とします。

一般廃棄物処理システム評価項目（指標）を表 3-7、各評価項目の計算結果を表 3-8、図 3-14 に示します。

表 3-7 一般廃棄物処理システム評価項目（指標）

評価項目	算出方法	指数化方法	指数の見方
1人1日当たりの ごみ総排出量	総排出量/計画収集人口/365	$\{1-(\text{実績値}-\text{平均値})/\text{平均値}\}$ $\times 100$	指数が大きくなるほど ごみ排出量は少なくなる
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	(家庭系ごみ排出量+ 集団回収量) /計画収集人口/365	$\{1-(\text{実績値}-\text{平均値})/\text{平均値}\}$ $\times 100$	指数が大きくなるほど ごみ排出量は少なくなる
資源化率	資源化量/総排出量 $\times 100$	実績値/平均値 $\times 100$	指数が大きくなるほど 資源化率は高くなる
廃棄物のうち 最終処分される割合	最終処分量/総排出量 $\times 100$	$\{1-(\text{実績値}-\text{平均値})/\text{平均値}\}$ $\times 100$	指数が大きくなるほど 廃棄物のうち最終処分さ れる割合は低くなる
人口1人当たりの ごみ処理及び 維持管理費	(処理費+委託費+人件費) /計画収集人口	$\{1-(\text{実績値}-\text{平均値})/\text{平均値}\}$ $\times 100$	指数が大きくなるほど1 人当たりの年間処理経費 は少なくなる

以下に類似自治体の概要を示します。

- ・都市形態：都市(政令市以外の市)
- ・人口区分：Ⅳ（人口 15 万人以上）
- ・産業構造：3（Ⅱ次+Ⅲ次就業人口 9 5 %以上かつⅢ次就業人口 6 5 %以上）

※類似自治体は「類似団体別市町村財政指数表（総務省）」に準拠

表 3-8 各評価項目の計算結果（藤沢市との類似自治体）

市町村名	1人1日当たりのごみ総排出量		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量		資源化率		廃棄物のうち最終処分される割合		人口1人当たりのごみ処理及び維持管理費	
	g/人・日	指数	g/人・日	指数	%	指数	%	指数	円/人	指数
藤沢市（平成26年度）	894	100	660	104	30.1	122	0.1	198	14,481	63
藤沢市（平成27年度）	898	99	660	104	27.6	112	0.2	115	—	—
類似自治体の平均値	892	100	684	100	24.6	100	6.1	100	10,565	100
類似自治体の最大値	1,310	39	994	51	48.2	196	17.2	-84	20,048	10
類似自治体の最小値	682	131	539	123	10.7	44	0	200	7,155	132
北海道釧路市	1,132	65	771	86	17.6	72	12.2	-1	12,518	82
北海道苫小牧市	1,094	70	651	105	28.2	115	12.7	-9	10,281	103
福島県福島市	1,310	39	994	51	10.7	44	3.5	142	10,626	99
茨城県ひたちなか市	1,046	77	798	82	17.2	70	3.7	139	7,155	132
埼玉県狭山市	853	106	676	101	29.4	120	0.7	188	12,525	81
埼玉県上尾市	872	103	702	97	16.9	69	8.7	57	10,279	103
埼玉県入間市	886	101	728	93	22.4	91	7.6	75	10,734	98
埼玉県新座市	805	113	653	105	28.6	116	4.3	129	8,922	116
埼玉県久喜市	850	106	695	98	28.9	118	3.4	144	11,805	88
千葉県市川市	827	110	639	107	19.4	79	10.7	24	9,415	111
千葉県松戸市	851	106	638	107	23.9	97	10.1	33	11,245	94
千葉県野田市	839	108	630	109	26.5	108	5.4	111	10,403	102
千葉県佐倉市	823	110	702	97	20.5	83	2.7	155	7,433	130
千葉県習志野市	938	93	686	100	22.2	90	3.1	149	13,088	76
千葉県市原市	981	87	747	90	19.2	78	5.9	103	9,220	113
千葉県流山市	902	99	690	99	23.0	94	16.9	-79	13,357	74
千葉県八千代市	803	113	635	108	18.6	76	7.3	80	13,933	68
千葉県浦安市	1,070	74	663	103	17.2	70	8.4	61	14,534	62
東京都八王子市	835	108	671	102	26.0	106	0.2	197	15,956	49
東京都立川市	796	114	619	110	30.6	124	0.1	198	17,548	34
東京都三鷹市	738	123	637	107	32.6	133	0	200	11,553	91
東京都府中市	702	128	613	111	38.5	157	0	200	14,405	64
東京都調布市	740	122	675	101	38.5	157	7.2	81	12,716	80
東京都町田市	820	111	670	102	25.4	103	0	200	14,225	65
東京都小平市	750	121	690	99	26.0	106	0.2	197	13,208	75
東京都日野市	682	131	634	108	27.4	111	0.2	197	11,943	87
東京都東村山市	720	125	642	107	36.5	148	0	200	15,051	58
東京都西東京市	714	126	714	95	35.1	143	0	200	14,388	64
神奈川県鎌倉市	1,031	80	765	87	48.2	196	0	200	20,048	10
神奈川県秦野市	866	104	721	94	22.7	92	5.9	103	11,637	90
三重県津市	1,076	73	743	91	19.1	78	9.2	48	15,824	50
京都府宇治市	840	108	647	106	21.2	86	14.7	-42	11,104	95
大阪府和泉市	894	100	610	112	13.0	53	12.9	-13	10,251	103
兵庫県伊丹市	905	98	587	115	17.3	70	14	-31	8,453	120
兵庫県川西市	913	97	700	97	23.4	95	6.7	89	14,221	65
山口県宇部市	1,062	75	661	104	32.0	130	10.5	27	11,756	89
徳島県徳島市	1,100	70	760	88	15.1	61	17.2	-84	14,977	58
沖縄県那覇市	846	107	539	123	15.4	63	4.1	132	9,689	108

※平均値は藤沢市を除いた類似自治体の値

[資料：平成26年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果]

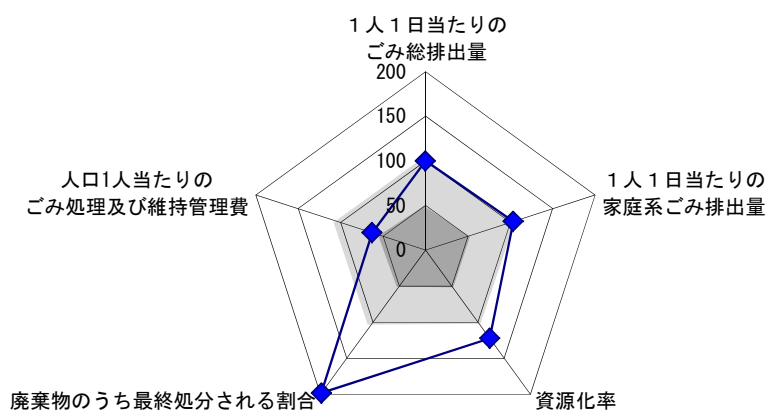


図 3-14 一般廃棄物処理システム比較分析結果（藤沢市）

本市のごみ処理について他自治体と比較分析を行った結果について、他自治体の平均値と指数を比較すると、「1人1日当たりのごみ総排出量」、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」はほぼ同等、「資源化率」はやや高く、「人口1人当たりのごみ処理及び維持管理費」は高い値となりました。

また、その一方で、「廃棄物のうち最終処分される割合」の指数は、平均値の約2倍もの高い値を示しており、中間処理における焼却灰の熔融処理が寄与していると考えられます。

評価結果の比較を表 3-9 に示します。

表 3-9 評価結果の比較

評価項目	各数値	比較結果
1人1日当たりのごみ総排出量	藤沢市： 894 g/人・日 平均値： 892 g/人・日	・1人1日当たりのごみ総排出量は、平均値と比較して2g多い。
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	藤沢市： 660 g/人・日 平均値： 684 g/人・日	・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は平均値と比較して24g少ない。
資源化率	藤沢市： 30.1% 平均値： 24.6%	・資源化率は平均値と比較して5.5ポイント高い。
廃棄物のうち最終処分される割合	藤沢市： 0.1% 平均値： 6.1%	・廃棄物のうち最終処分される割合は平均値と比較して6.0ポイント低い。
人口1人当たりのごみ処理及び維持管理費	藤沢市： 14,481 円/人・年 平均値： 10,565 円/人・年	・人口1人当たりのごみ処理及び維持管理費は平均値と比較して3,916円高い。

※平成26年度実績値で評価

10. 旧計画中間目標値の達成状況

旧計画における中間目標値と実績値の比較結果を表 3-10 に示します。
令和 2 年度の実績値は、全ての指標において目標を達成しています。

表 3-10 旧計画中間目標と実績値との比較

指 標	旧計画目標値 令和 3 年度	実績値 令和 2 年度	達成 状況	比較結果
①発生抑制目標 (市民 1 人 1 日当たりのごみ発生量)	895 g 以下	836 g	○	59 g 少ない
②資源を除くごみの減量目標 (市民 1 人 1 日当たりの要処理量)	693 g 以下	635 g	○	58 g 少ない
③資源化率				
資源化率 I (灰溶融等資源化含まず)	24.3%以上	25.9%	○	1.6 ポイント高い
資源化率 II (灰溶融等資源化含む)	32.4%以上	33.9%	○	1.5 ポイント高い
④最終処分率	0.2%以下	0.08%	○	目標達成
⑤事業系ごみ	38,200 t 以下	29,002t	○	9,198 t 少ない

11. 国及び県の計画目標値と実績値の比較

国及び県の計画目標値と実績値の比較を表 3-11 に示します。

第四次循環型社会形成推進基本計画の計画目標値については、1人1日当たりのごみの排出量は目標を達成できていますが、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は目標を達成していません。

廃棄物処理法基本方針については、ごみ排出量及び1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は目標値を達成していませんが、資源化率及び最終処分量については目標を達成しています。

神奈川県循環型社会づくり計画については、目標を達成しています。

表 3-11 国及び県の計画目標値と実績値の比較

計画	項目	目標の設定内容	各年度における本市の環境省一般廃棄物処理実態調査結果	目標の設定内容を踏まえた市の目標値	令和2年度の実績値	達成状況	
国	第四次循環型社会形成推進基本計画 【計画目標年度：令和7年度】	1人1日当たりのごみの排出量（集団回収を加えたもの）	約 850 g/人・日	-	850 g/人・日	836 g/人・日	○
		1人1日当たりの家庭系ごみの排出量（集団回収量・資源ごみ等を除いた値）	約 440 g/人・日	-	440 g/人・日	453 g/人・日	×
	廃棄物処理法基本方針 【計画目標年度：平成32年度】	ごみ排出量	平成24年度比で12%削減	138,190 t	121,607 t	133,325 t	×
		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	500 g/人・日	-	500 g/人・日	654 g/人・日	×
		資源化率	約 27%	-	27%	33.9%	○
		最終処分量	平成24年度比で約14%削減	199 t	171 t	110 t	○
県	神奈川県循環型社会づくり計画 【計画目標年度：令和3年度】	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	664 g/人・日	-	664 g/人・日	654 g/人・日	○

12. ごみ処理の課題

(1) 発生・排出

本市から排出される家庭系ごみ量は、本市人口が年々増加しているにもかかわらず、ほぼ横ばいで推移し、原単位は平成 24 年度以降、着実に減少しています。本市から排出される事業系ごみ量は、平成 27 年度までは微増していましたが、平成 28 年度以降は減少に転じています。また、原単位も同様に推移しています。

旧計画及び県の目標値は達成できており、これまで行ってきた施策等の効果が現れているものと考えられますが、国の目標値は未達成の項目もあることから引き続き施策を継続、強化する必要があります。

本市は観光地としても有名で、毎年多くの観光客が訪れており、観光客が排出するごみも多く排出されていると考えられます。今後は、観光客へ向けた呼びかけも行っていく必要があります。

(2) 収集・運搬

本市では、平成 19 年 4 月から可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装の戸別収集を、同年 10 月からごみ処理有料化を実施しています。また、高齢者等を対象とした一声ふれあい収集を実施し、安否確認を含めた高齢者等へ配慮したごみの収集を実施しています。

災害時やコロナ禍では、一時的に収集量が増えており、収集量の変化に対応した収集・運搬体制が必要です。

引き続き、高齢化社会への対応や災害時の対応など、状況に応じた収集・運搬体制を検討していく必要があります。

(3) 処理・処分

本市が所有する焼却施設は石名坂環境事務所が稼働開始から 37 年、北部環境事業所が 14 年経過しています。

本市では平成 27 年 12 月に「藤沢市焼却施設整備基本構想（素案）」を策定し、安定的で効率的なごみ処理の実施に向け、現状の 2 施設 3 炉体制を維持するために老朽化した石名坂環境事務所のごみ処理施設の整備を早急に行う必要があるとしています。また、平成 28 年 4 月に「焼却施設整備基本計画」を策定し、既存処理施設で本市の可燃ごみを処理しつつ、新焼却炉の整備を進めるスケジュールを計画しました。そのスケジュールに基づき、現在、北部環境事業所に新焼却炉の建設工事等を行っています。今後も施設整備を進めて、本市から発生する可燃ごみを生活衛生上、停滞させることなく処理しなければなりません。

また、整備期間中の可燃ごみは、既設の焼却炉で処理するため、適正な維持管理及び運転管理を進め、施設の安定稼働を継続する必要があります。

(4) 最終処分

これまでにごみの減量・資源化、灰溶融等の資源化を継続した結果、平成 23 年度以降の最終処分率は 0.2% 以下（令和 2 年度の最終処分量 110.33t）となっています。女坂最終処分場の残余容量は 108,682m³（令和 3 年 2 月現在）となっており、埋立予定期間である令和 25 年 3 月までの利用は十分可能です。

しかし、仮に大規模な災害の発生や灰溶融等資源化ができなくなった場合には、埋立予定期間が短

なくなってしまう恐れがあります。市内に新たな最終処分場を確保することは非常に困難であるため、今後も女坂最終処分場の延命化を継続して行うことが必要です。

また、女坂最終処分場を長期的に安全に利用するために、埋立物の縮減を図るとともに、適正な維持管理を進め、維持補修計画に基づいた補修を実施する必要があります。

(5) 社会経済情勢の変化への対応

① サーキュラー・エコノミーの形成

本市はこれまで他企業と共同してモバイルバッテリーのシェアリングサービスの展開や逆に電気自動車のシェアリングサービスを利用するなどし、循環型社会の形成に努めてきました。

今後もサーキュラー・エコノミーの考え方に基づいた循環型社会の形成を進めていく必要があります。

② プラスチックごみ削減

本市は、プラスチックごみの削減に向け、プラスチック製容器包装の戸別収集や商品プラスチック収集・資源化、民間事業者等との協働でのプラスチックごみ削減の推進など、これまで様々な取り組みを実施してきました。しかしながら、いまだ可燃ごみに大量のプラスチック類が分別されずに排出されている状況です。プラスチック資源循環に係る国内外の動向を踏まえ、プラスチックごみの削減に向けてより一層取り組みを強化していく必要があります。

③ 食品ロス削減

本市は、組成分析に基づく実態調査やフードドライブの実施など、食品ロスの削減に向けた取り組みを実施していますが、可燃ごみ中に食品ロスが占める割合は年々増加しており、取り組みが十分とは言えない状況です。「食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロスの削減に向けて戦略的に取り組んでいく必要があります。

④ リチウム電池の適正処理

リチウム電池及びその製品が廃棄物となった際に、収集・運搬時や処分時にリチウム電池に衝撃が加わった際に発火する火災事故が全国で多発しています。このような状況から、国は各都道府県に「リチウムイオン電池の適正処理について（令和元年8月1日）」及び「一般廃棄物処理におけるリチウム蓄電池等対策について（令和3年4月7日）」の通知を行いました。本市においても火災事故を未然に防ぐために市民や事業者に対し、分別排出の周知を行っていく必要があります。

第5章 生活排水処理基本計画

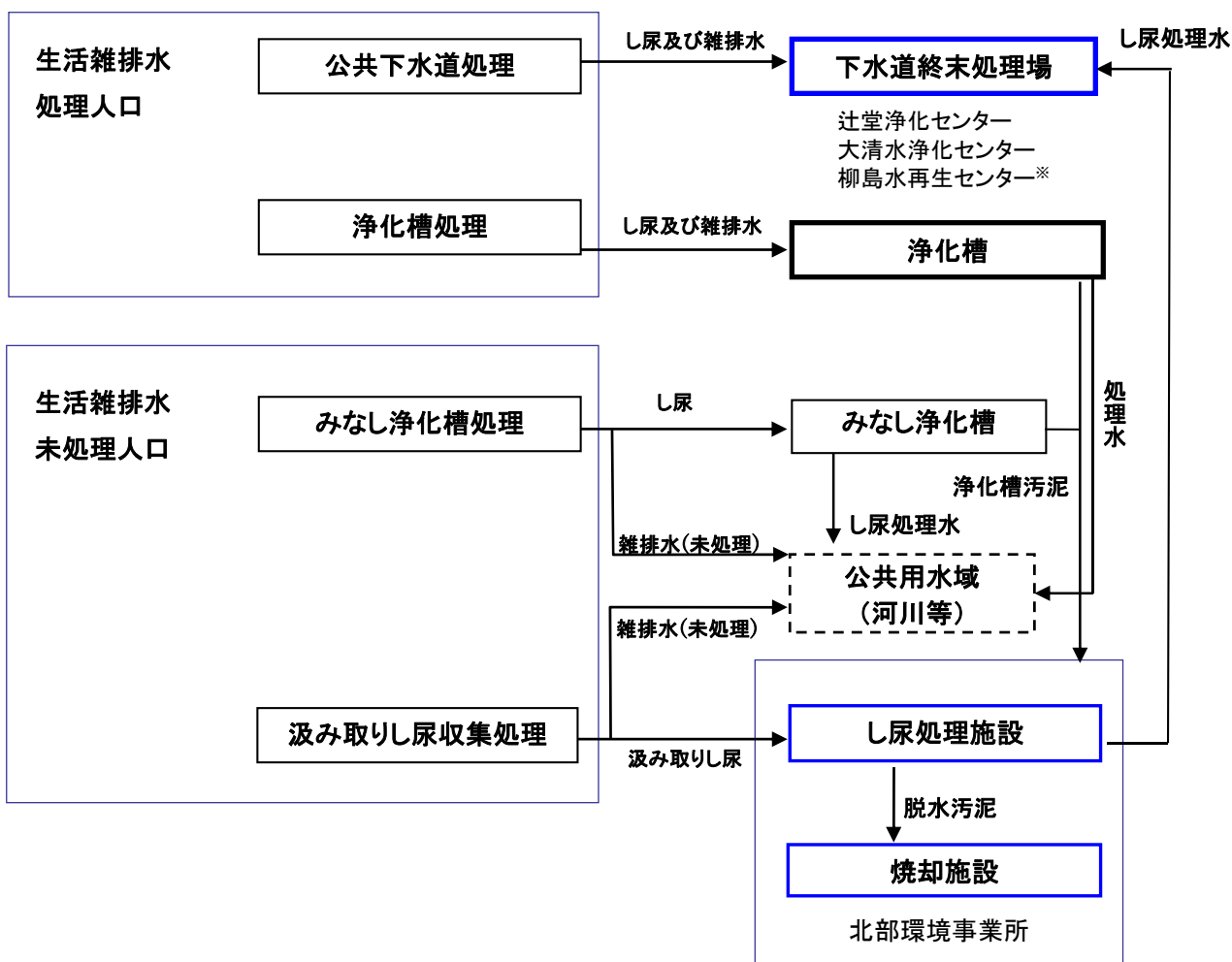
第1節 生活排水処理の現状及び課題

1. 生活排水処理フロー及び処理体制

生活排水処理フローを図 5-1、生活排水処理の処理体制を表 5-1 に示します。

現在、し尿の収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可業者は、藤沢市も出資する株式会社藤沢市興業公社のみとなっています。安定的な処理体制を維持するため、その株式会社藤沢市興業公社と協定を結び、し尿を収集しています。し尿の汲み取り回数は、1 箇所につき、原則月 1 回としています。また、浄化槽の清掃回数は、1 箇所につき、原則年 1~2 回としています。

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、北部環境事業所内のし尿処理施設に搬入されます。そこで処理した処理水は、専用圧送管により石川ポンプ場まで送られ、一般下水と合わせ大清水浄化センターで最終処理し、境川に放流しています。また、脱水汚泥はし尿処理施設に併設の焼却施設で焼却処理しています。



※柳島水再生センターは藤沢市を含む相模川流域左岸関係 7 市 1 町の下水を処理している神奈川県施設です。

図 5-1 生活排水処理フロー

表 5-1 生活排水処理の処理体制

施設の種類	対象となる生活排水	処理施設
公共下水道	し尿、生活雑排水	辻堂浄化センター 大清水浄化センター 柳島水再生センター
浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
みなし浄化槽	し尿	
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	北部環境事業所

2. 生活排水処理形態別人口の推移

生活排水処理形態別人口の推移を表 5-2、図 5-2 に示します。

内訳をみると、生活排水処理人口は、公共下水道、浄化槽への転換促進等により、平成 23 年度では 385,014 人であったものが、令和 2 年度では 419,318 人と 34,304 人増加しています。

また、みなし浄化槽人口は、平成 23 年度から令和 2 年度にかけて 25,324 人から 18,445 人と 6,879 人減少し、し尿収集人口は 3,488 人から 1,132 人と 2,356 人減少しています。

生活排水処理率は、平成 23 年度から令和 2 年度にかけて 93.0%から 95.5%と 2.5 ポイント増加しています。

表 5-2 生活排水処理形態別人口の推移

項目	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	1.計画処理区域内人口		413,826	416,756	418,269	419,916
2.生活排水処理人口	2.生活排水処理人口	385,014	393,285	394,934	397,883	402,114
	(1)コミュニティプラント	0	0	0	0	0
	(2)公共下水道水洗化人口	381,832	390,475	391,968	394,852	399,015
	(3)浄化槽人口	3,182	2,810	2,966	3,031	3,099
	(4)農業・漁業集落排水処理人口	0	0	0	0	0
3.生活排水未処理人口 (みなし浄化槽人口)		25,324	21,038	21,478	20,242	19,972
4.汲み取り人口	4.汲み取り人口	3,488	2,433	1,857	1,791	1,808
	(1)し尿収集人口	3,488	2,433	1,857	1,791	1,808
	(2)自家処理人口	0	0	0	0	0
5.処理区域外人口		0	0	0	0	0
生活排水処理率		93.0%	94.4%	94.4%	94.8%	94.9%
下水道普及率		95.0%	95.0%	95.1%	95.2%	95.4%

項目	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	1.計画処理区域内人口		426,678	428,837	434,405	436,466
2.生活排水処理人口	2.生活排水処理人口	404,956	407,663	411,980	414,758	419,318
	(1)コミュニティプラント	0	0	0	0	0
	(2)公共下水道水洗化人口	401,834	404,509	408,759	411,465	415,920
	(3)浄化槽人口	3,122	3,154	3,221	3,293	3,398
	(4)農業・漁業集落排水処理人口	0	0	0	0	0
3.生活排水未処理人口 (みなし浄化槽人口)		20,085	19,740	21,063	20,490	18,445
4.汲み取り人口	4.汲み取り人口	1,637	1,434	1,362	1,218	1,132
	(1)し尿収集人口	1,637	1,434	1,362	1,218	1,132
	(2)自家処理人口	0	0	0	0	0
5.処理区域外人口		0	0	0	0	0
生活排水処理率		94.9%	95.1%	94.8%	95.0%	95.5%
下水道普及率		95.5%	95.6%	95.6%	95.8%	95.9%

※外国人登録人口を含む

※生活排水処理率 = (生活排水処理人口/計画処理区域内人口) × 100

[資料：下水道課資料]

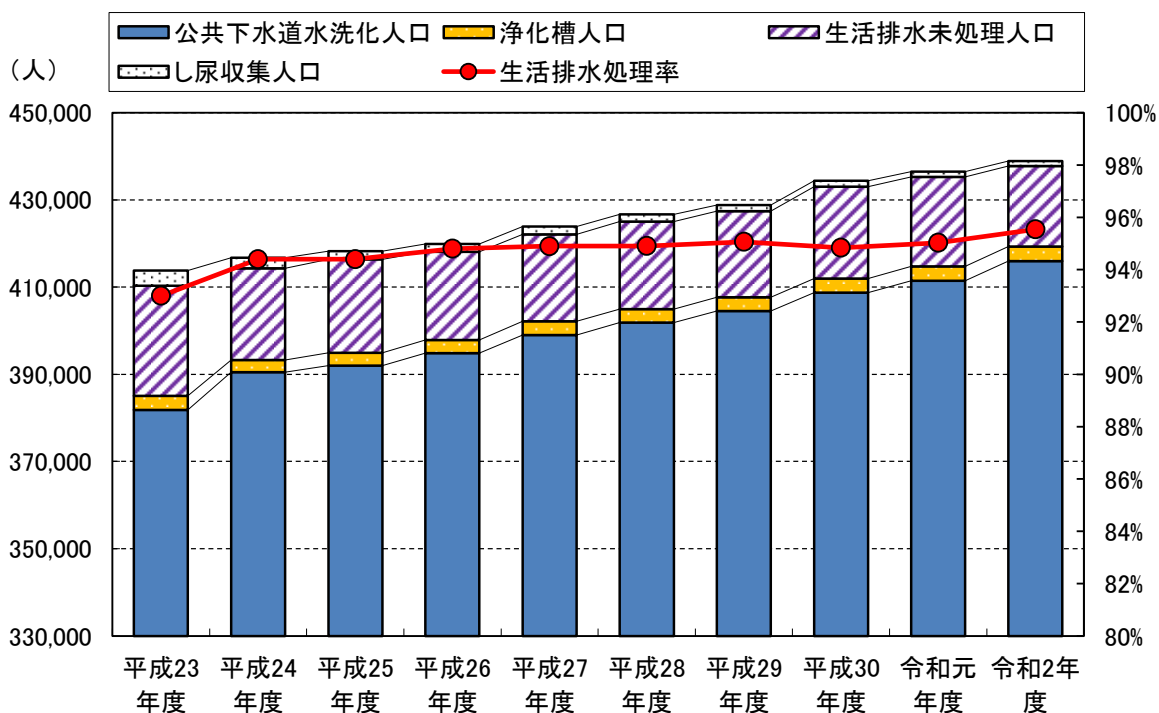


図 5-2 生活排水処理形態別人口の推移

3. し尿及び浄化槽汚泥の処理実績、収集・処理量の実績

し尿、浄化槽汚泥の収集・運搬（発生量）実績を表 5-3、表 5-4、図 5-3 に示します。

し尿の収集・運搬量は、平成 23 年度から令和 2 年度で 3,305kL/年から 2,059kL/年へと 1,246kL/年減少しています。浄化槽汚泥の収集運搬量は、平成 23 年度から増減を繰り返しながら推移しており令和 2 年度で 11,409kL/年となっています。

1 日の収集運搬量の平均値は 36.87kL/日であり、北部環境事務所の処理能力（230 kL/日）以下となっています。

表 5-3 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬（発生量）の実績（1）

項目	年度	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	浄化槽人口		人	28,506	23,848	24,444	23,273
し尿収集人口		人	3,488	2,433	1,857	1,791	1,809
計		人	31,994	26,281	26,301	25,064	25,088
し尿		kL/年	3,305	2,947	3,028	2,526	2,430
		kL/日	9.03	8.07	8.30	6.92	6.64
		L/人日	2.59	3.32	4.47	3.86	3.67
浄化槽汚泥		kL/年	10,845	10,868	10,598	11,194	10,629
		kL/日	29.63	29.78	29.04	30.67	29.04
		L/人日	1.04	1.25	1.19	1.32	1.25
計		kL/年	14,150	13,815	13,626	13,720	13,059
		kL/日	38.66	37.85	37.33	37.59	35.68
		L/人日	1.21	1.44	1.42	1.50	1.42

表 5-4 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬（発生量）の実績（2）

年度 項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均値
浄化槽人口	人	23,207	22,894	24,284	23,783	21,843	23,936
し尿収集人口	人	1,637	1,434	1,362	1,218	1,132	1,816
計	人	24,844	24,328	25,646	25,001	22,975	25,752
し尿	kL/年	2,471	2,390	2,251	2,303	2,059	2,571
	kL/日	6.77	6.55	6.17	6.29	5.64	7.04
	L/人日	4.14	4.57	4.53	5.16	4.98	4.13
浄化槽汚泥	kL/年	10,983	10,728	11,047	10,672	11,409	10,897
	kL/日	30.09	29.39	30.27	29.16	31.26	29.83
	L/人日	1.30	1.28	1.25	1.23	1.43	1.25
計	kL/年	13,454	13,118	13,298	12,974	13,468	13,468
	kL/日	36.86	35.94	36.43	35.45	36.90	36.87
	L/人日	1.48	1.48	1.42	1.42	1.61	1.44

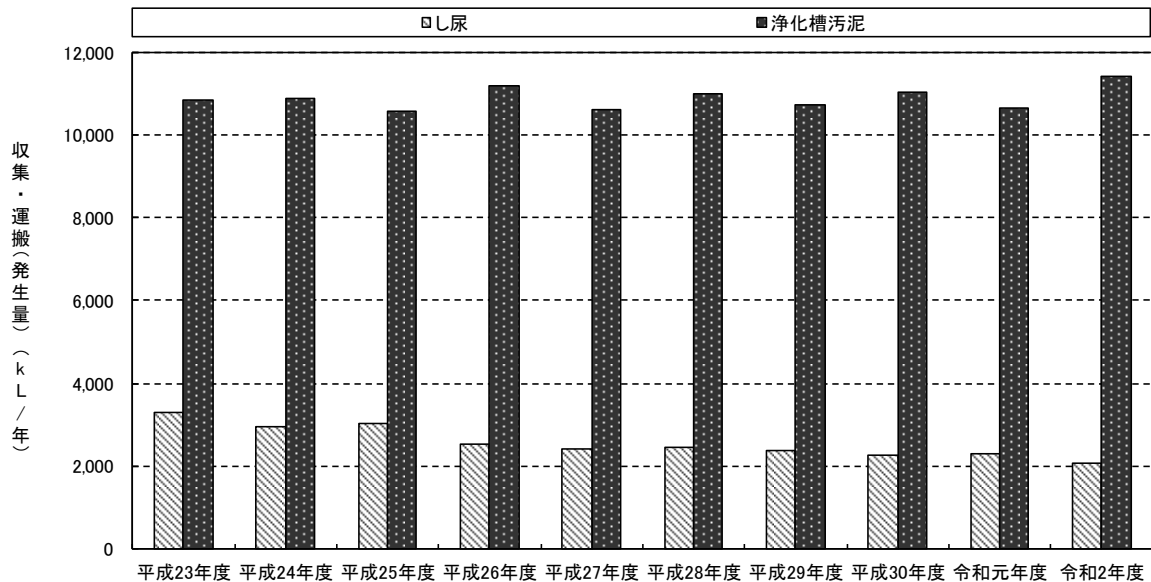


図 5-3 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬（発生量）の実績

4. 収集・運搬状況

現在、し尿くみ取り収集（一般家庭のくみ取り、工事現場やイベント会場等の仮設トイレのくみ取りなど）は、市との協定に基づき株式会社藤沢市興業公社が行っています。

5. 浄化槽設置の補助制度

(1) 浄化槽設置の補助制度

浄化槽設置の補助制度は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を軽減するため、公共下水道事業計画区域外で居住の用に供する住宅に浄化槽を設置する者（みなし浄化槽又は汲み取り便槽から転換する者）に対して、その設置費用の一部を助成するものです。

浄化槽設置の補助制度の概要は表 5-5 のとおりとなっています。

表 5-5 浄化槽設置時の補助制度の概要

項目	内容								
補助金の対象となる浄化槽の構造	(1) 浄化槽法第 4 条第 2 項に規定する浄化槽の構造基準に適合していること。 (2) 浄化槽に流入する水質の生物化学的酸素要求量の除去率が 90 パーセント以上であり、かつ、放流水の生物化学的酸素要求量が 1 リットルにつき 20 ミリグラム以下（日間平均値）である機能を有すること。 (3) 浄化槽法第 13 条に基づく型式の認定を受けたものであること。								
補助を受けられる方	住宅（建物の一部を住宅以外の建築用途に使用する建物に設置するものを除く。）に、既存のし尿のみを処理する浄化槽又は汲み取り式便槽から転換して処理対象人員が 10 人槽以下の浄化槽を設置する者で、次のいずれにも該当する者。 (1) 浄化槽法第 5 条第 1 項の規定による浄化槽の設置の届出をしていること (2) 浄化槽を適正に維持管理することができること (3) 住宅の新築又は増築に伴って浄化槽を設置するものでないこと (4) 販売の目的で建物を所有する者でないこと (5) 市民税や固定資産税等を滞納していないこと								
補助対象地域	公共下水道事業計画区域以外の地域								
補助金の額	(1) 浄化槽の設置に要する費用に相当する額（次の表に掲げる額を限度額とする。） <table border="1" data-bbox="491 1093 820 1232"> <thead> <tr> <th>人槽</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>332,000 円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>414,000 円</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>548,000 円</td> </tr> </tbody> </table> (2) 既存のみなし浄化槽（単独処理浄化槽）の撤去に必要な工事費（浄化槽設置にあたり撤去が必要な場合であって、同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。）に相当する額（9 万円を限度とする。） (3) 浄化槽設置工事に付帯して行う宅内配管工事費に相当する額（みなし浄化槽からの転換については 30 万円を限度とし、汲み取り式便槽からの転換については 10 万円を限度とする。） ただし、国又は神奈川県から藤沢市への補助金等に不足が生じた場合は、不足額を差し引いた額となります。	人槽	補助額	5	332,000 円	7	414,000 円	10	548,000 円
人槽	補助額								
5	332,000 円								
7	414,000 円								
10	548,000 円								
設置後の維持管理	浄化槽設置後の維持管理、法律で決められた検査等が必要（浄化槽法第 7 条、8 条、10 条、11 条）。保守点検は保守点検業登録業者、清掃は藤沢市興業公社、法定検査は公益社団法人神奈川県生活水保全協会で行う。								

[資料：藤沢市ホームページ]

(2) 浄化槽清掃料金の助成制度

浄化槽清掃料金の助成制度の概要を表 5-6、浄化槽清掃料金の助成実績を表 5-7 に示します。

良好な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、きれいな海・川を守るため、一部の浄化槽について、清掃料金の助成制度を設けています。

浄化槽清掃の助成対象基数は約 4,000 基程度で平成 28 年度から令和 2 年度までほぼ一定で推移しています。また、助成金額及び浄化槽清掃基数は毎年増加しており、令和 2 年度では助成金額が 2,753 千円、浄化槽清掃基数は 10,005 基となっています。

表 5-6 浄化槽清掃料金の助成制度の概要

項目	内容
対象となる浄化槽	公共下水道処理区域外に設置されている浄化槽（一般住宅用浄化槽のほかアパート・マンション・団地・貸家・寮及び店舗併用住宅等で住居の用に供している建物に付帯する浄化槽含む）が対象となる。 ただし、居住する地域の公共下水道の敷設工事が完了し、公共下水道処理区域に変更となった場合、下水道法規定の公示日より 6 ヶ月以内に水洗便所への改造工事の申し込みを行わない場合には、その時点で助成が受けられなくなる。（改造工事期間中の浄化槽の清掃は助成される）
助成額	清掃に伴う引出される汚泥量 2m ³ までは 3,000 円。2m ³ こえると 1m ³ まで増すごとに 1,000 円を加算した額。
助成回数	原則 年 1～2 回
支払い方法	清掃業者が行なった当該清掃料金から助成額相当額を差し引いた金額を支払う

表 5-7 浄化槽清掃料金の助成実績（過去 5 年間）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
対象基数（基）	4,178	4,096	4,002	3,998	4,116
助成金額（千円）	2,483	2,641	2,659	2,669	2,753
浄化槽清掃基数（基）	8,763	9,324	9,438	9,854	10,005

6. 生活排水処理経費の実績

生活排水処理経費の実績を表 5-8、内訳を図 5-4、図 5-5 に示します。

生活排水処理経費は、平成 27 年度から令和元年度にかけて、年間約 1.84 億円から約 2.19 億円と約 0.35 億円増加しています。また、1kL 当たりの処理経費も同様に 14,079 円から 16,868 円と 2,789 円増加しています。

表 5-8 生活排水処理経費の実績

(単位：千円)

内 訳	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
財源内訳	183,856	187,578	185,788	201,751	218,845
特定財源	19,224	0	0	0	0
国庫支出金		0	0	0	0
都道府県支出金		0	0	0	0
地方債		0	0	0	0
使用料及び手数料		0	0	0	0
その他	19,224	0	0	0	0
一般財源	164,632	187,578	185,788	201,751	218,845
支出内訳	183,856	187,578	185,788	201,751	218,845
建設改良費	0	0	0	0	0
工事費	0	0	0	0	0
収集運搬施設	0	0	0	0	0
中間処理施設	0	0	0	0	0
最終処分場	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
調査費	0	0	0	0	0
組合分担金	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	183,856	187,578	185,788	201,751	218,845
人件費	56,945	103,589	92,537	102,409	105,667
一般職	15,589	55,080	51,449	61,814	59,918
技能職					
収集運搬	0	0	0	0	0
中間処理	41,356	48,509	41,088	40,595	45,749
最終処分	0	0	0	0	0
処理費	106,625	63,485	70,493	79,520	92,048
収集運搬費	0	0	0	0	0
中間処理費	106,625	63,485	70,493	79,520	92,048
最終処分費	0	0	0	0	0
車両等購入費	0	0	0	0	0
委託費	20,286	20,504	22,758	19,822	21,130
収集運搬費	484	446	412	471	417
中間処理費	19,802	20,058	22,346	19,351	20,713
最終処分費	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
組合分担金	0	0	0	0	0
調査研究費	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
1kL当たりの処理経費 (円/kL)	14,079	13,942	14,163	15,172	16,868

[資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果]

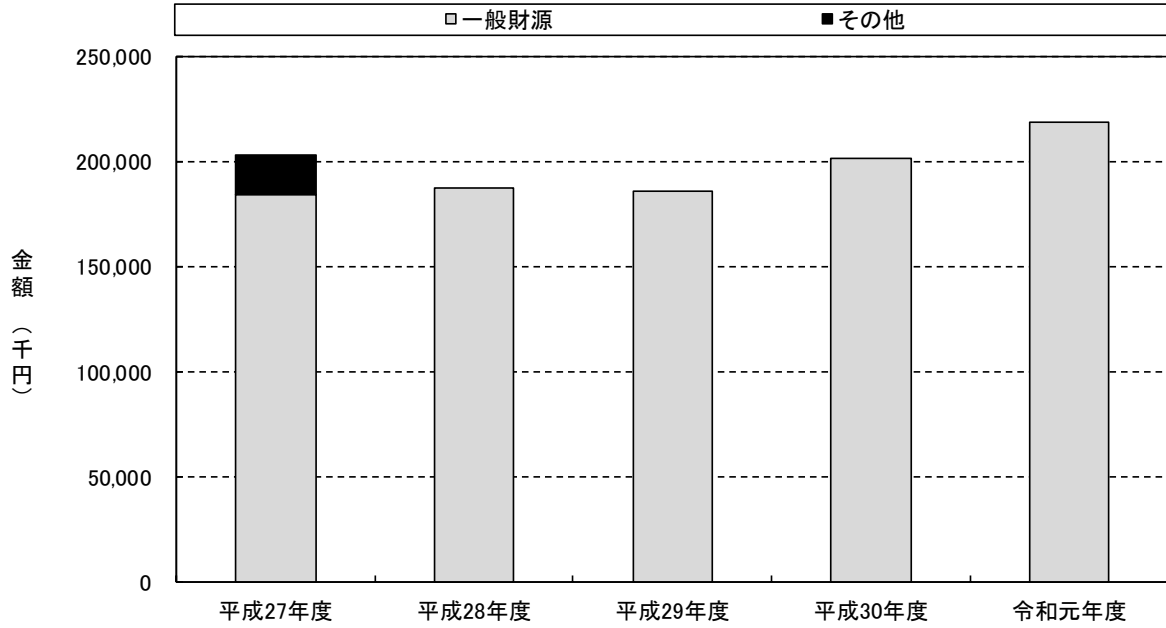


図 5-4 生活排水処理経費財源の内訳

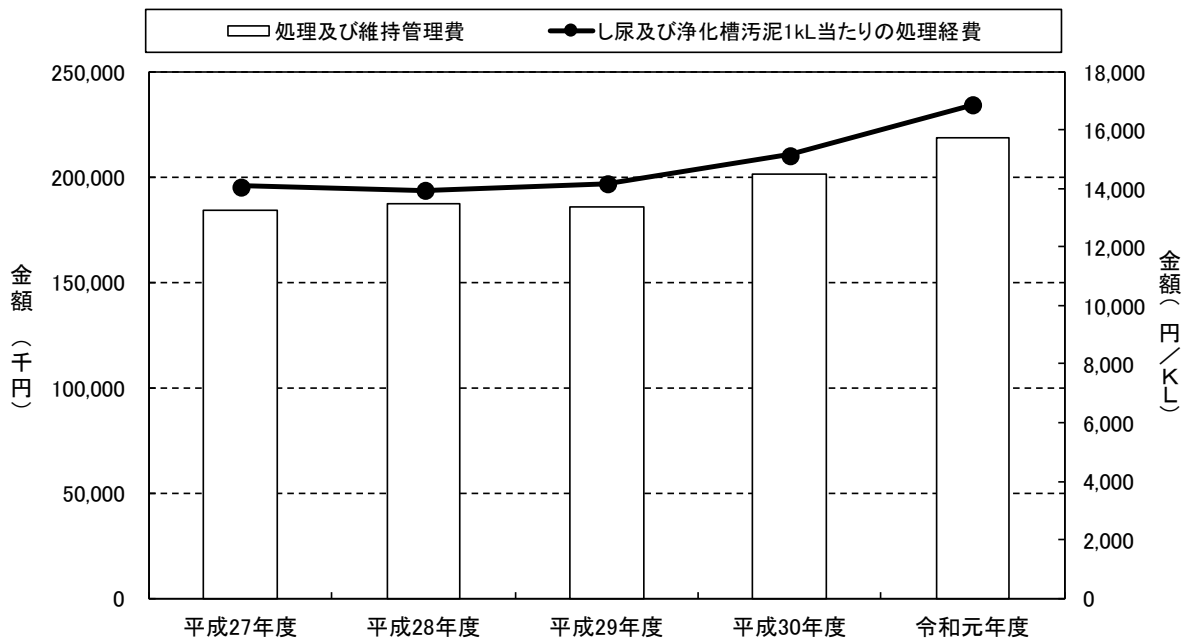


図 5-5 生活排水処理経費支出の内訳

7. し尿処理施設の概要

北部環境事業所内し尿処理施設の概要を表 5-9 に示します。

処理能力は 230 kL/日であり、現在までに 3 度の施設更新を行っています。

表 5-9 北部環境事業所内し尿処理施設の概要

区 分		概 要		備 考	
所 在 地		藤沢市石川 2168 番地			
年 間 稼 働 日 数		242 日※			
年 間 処 理 量		13,468 kL※			
年 間 残 渣 量		250 t※			
残 渣 の 処 分 方 法		焼却			
土 地 利 用 区 分		工業専用地域			
用 地 総 面 積		14,913 m ²		ごみ焼却施設を含む	
建 物 面 積		延床面積 12,755.55 m ²			
建 設 年 月 日	第 1 期	着工 昭和 34 年 10 月 竣工 昭和 36 年 06 月		処理能力 126 kL/日	
	第 2 期	着工 昭和 39 年 10 月 竣工 昭和 40 年 11 月		処理施設の増設 増設能力 63 kL/日	
	第 3 期	着工 昭和 56 年 12 月 竣工 昭和 57 年 10 月		浄化槽汚泥処理施設 250 kL/日 及び生し尿処理施設 84 kL/日	
	第 4 期	着工 平成 04 年 09 月 竣工 平成 06 年 03 月		生し尿、浄化槽汚泥の混合処理施設及 び前処理施設の更新	
施 工 者		(株)西原環境衛生研究所			
公 称	処理能力	生し尿+浄化槽汚泥 230 kL/日			
	処理方式	ばっ気処理+遠心脱水処理+凝集沈殿処理			
	脱臭設備	高濃度系：ばっ気槽吹込み(24 m ³ /分)、中濃度系：乾式脱臭装置(99 m ³ /分)			
放 流 先		藤沢市大清水浄化センター(公共下水道)			
建 設 費		第 1 期 152,762 千円	第 2 期 106,624 千円	第 3 期 632,000 千円	第 4 期 802,937 千円

※令和 2 年度実績

8. 旧計画中間目標値の達成状況

旧計画における生活排水処理率の進捗状況を表 5-10 に示します。

平成 28 年度から令和 2 年度における生活排水処理率の実績値は、旧計画の推計値と比較して-1.1 ポイント～-1.6 ポイントで推移しています。なお、令和 2 年度の実績値は 95.5%であり、推計値より-1.1 ポイントとなっています。

表 5-10 旧計画における生活排水処理率の進捗状況

(単位:人)

項目	年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
1.計画処理区域内人口		424,708	426,678	425,359	428,837	426,009	434,405	426,660	436,466	427,130	438,895
2.生活排水処理人口		408,590	404,956	409,614	407,663	410,637	411,980	411,661	414,758	412,504	419,318
(1)コミュニティープラント		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)公共下水道水洗化人口		405,468	401,834	406,469	404,509	407,469	408,759	408,470	411,465	409,290	415,920
(3)浄化槽人口		3,122	3,122	3,145	3,154	3,168	3,221	3,191	3,293	3,214	3,398
(4)農業・漁業集落排水処理人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3.生活排水未処理人口 (みなし浄化槽人口)		14,184	20,085	14,137	19,740	13,755	21,063	13,372	20,490	13,009	18,445
4.汲み取り人口		1,934	1,637	1,608	1,434	1,617	1,362	1,627	1,218	1,617	1,132
(1)し尿収集人口		1,934	1,637	1,608	1,434	1,617	1,362	1,627	1,218	1,617	1,132
(2)自家処理人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5.処理区域外人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率		96.2%	94.9%	96.3%	95.1%	96.4%	94.8%	96.5%	95.0%	96.6%	95.5%
前回計画値との乖離		-	×	-	×	-	×	-	×	-	×

9. 生活排水処理の課題

(1) 生活排水処理施設整備の促進

本市の公共下水道人口は年々増加し、し尿収集人口は年々減少し、浄化槽及びみなし浄化槽人口は増減をしながら推移しています。生活排水処理率は令和2年度で95.5%まで増加しています。

生活排水処理率を向上及び維持していくためにも、引き続き、生活排水未処理人口（みなし浄化槽人口）及び非水洗化人口（し尿収集人口）からの転換を促すことが重要です。

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理の必要性

本市の公共下水道整備は平成23年に策定された「湘南ふじさわ下水道ビジョン」に基づき計画が進められています。下水道計画区域は、市街化区域と、農用地・斜面緑地・遊水地等を除く市街化調整区域の一部からなり、市街化調整区域のうち、既存宅地等については浄化槽との経済性・効率性の比較を行い、一部の区域を「浄化槽整備推進区域」としています。

浄化槽整備推進区域を今後も継続することや、浄化槽設置時の補助制度を幅広く広報することでみなし浄化槽や汲み取り式便槽の転換を図る必要があります。

また、浄化槽の設置者においては、初回と毎年1回の法定点検を実施する必要があるため、市ホームページ等を通じて広く周知していく必要があります。

(3) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬

現在、し尿の排出量は減少傾向にあり、浄化槽汚泥は増減を繰り返しています。公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を促す中で、し尿・浄化槽汚泥量の排出量は減少すると予測されます。そのため、それぞれの排出量に留意し、適正に収集が行える体制を維持する必要があります。

また、北部環境事業所し尿処理施設の安定的な運転のため、し尿及び浄化槽汚泥を計画的に収集して搬入量の平準化を図るような取組が必要です。

(4) し尿処理施設の整備

現在の北部環境事業所し尿処理施設は、昭和36年の稼働開始から現在までに大規模な更新を行いながら適正な処理を行ってきました。また、下水道の普及により、し尿・浄化槽汚泥の処理量は施設処理能力の約16%程度で推移しています。

現在の排出量に対し、過剰な処理能力となっているため、2市1町による広域化を含めた適正な施設の稼働方法を検討する必要があります。

また、検討期間中も北部環境事業所し尿処理施設にて本市から発生するし尿・浄化槽汚泥を処理することから、引き続き適正な維持管理を行う必要があります。

資 料 編

1. ごみ排出量の将来推計

2. 用語説明

ア行	
● 一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。
● 一般廃棄物処理システム指針	国が示した、市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるための、一般廃棄物処理事業のシステム評価手法における指針。環境省ホームページにて「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」が公表されている。
● 一般廃棄物処理実施計画	本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、一般廃棄物処理計画を策定している。実施計画は、年度ごとの一般廃棄物処理事業計画を定めるものである。
● 一般廃棄物処理実態調査	国が実施している、一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的とした調査。平成10年度より毎年度実施されており、調査結果については環境省ホームページにて公表されている。
カ行	
● 海洋プラスチックごみ	普段の生活や経済活動から海に流れ着いたり、直接海や川に捨てられたりして、最終的に海洋を漂うプラスチックごみのこと。中でも直径5mm以下の微細なものをマイクロプラスチックという。
● 家庭系ごみ	一般家庭の日常生活から発生するごみのこと。
● 合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（台所や風呂の水など）を併せて処理する浄化槽のこと。合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽と比べて河川等へ放流される水質汚濁物質の削減効果が高く、公共下水道等集合処理施設が整備されていない地域における有効な生活排水処理施設となっている。
● 家電リサイクル法	特定家庭用機器再商品化法の略称。テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機等の家電を対象に、消費者はリサイクル費用と収集・輸送費用の負担、販売店は消費者からの引き取りとメーカーへの引き渡し、メーカーは再商品化をそれぞれ義務づけている。
● 環境基本法	平成5（1993）年11月19日に公布、施行。環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしている。
● キューロ	土中のバクテリアを利用して生ごみを消滅させる容器。キューロは松本信夫さん（葉山町在住）が商標登録しているもの。
● 協働	市民・事業者・NPO法人等・大学・行政が対等な立場で連携し、お互いの信頼関係のもと、力を合わせ、協力して環境保全やまちづくりなどを行うこと。
● グリーン購入	環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。 グリーン購入比率＝グリーン購入に取り組む分野で実際にグリーン購入した金額（数量）／グリーン購入に取り組む分野の総購入金額（数量）
● 建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の略称。建設資材を用いた建築物等の解体工事、または特定建設資材を使用する新築工事等で、一定規模以上の工事の施工者は、施工方法に関する基準に従って分別解体等し、再資源化等することが義務づけられている。
● 原単位	1人1日当たりのごみ発生量・排出量や1日当たりのごみ排出量のこと。
● 公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域などのこと。その

	ため、個人や事業所の池などは含まれない。
● 小型家電リサイクル法	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の略称。デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律のこと。
● 戸別収集	路上などに設けられた集積所によるごみ収集に対して、戸別収集は、戸建住宅など、それぞれの建物の敷地内にごみ置き場を設定し、ごみを収集する方法のこと。
● ごみ	不要物となり、集積所などに出されたもの（資源物含む）。 （占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要になった物。）
● ごみ処理有料化	藤沢市において平成 19 年 10 月 1 日より①環境の創造や財源の確保、②負担の公平性の確保、③ごみの発生抑制、④分別資源化の促進をするとともに、ごみ処理施設や本市最後の最終処分場の延命化目的としてごみ処理の有料化が導入された。また、同時に平成 19 年 4 月 1 日より戸別収集が導入された。
● ごみ発生量	ごみ排出量＋リサイクル展示場資源化量＋生ごみ資源化量 （ごみ発生量には、スーパーなどの店頭回収量等も含まれるが、量の把握が困難なため上記の定義とする。）
● ごみ排出量	（分別収集及び分別搬入された）家庭系、事業系、公共系ごみの総量
● コンポスト容器	生ごみを土中のバクテリアや菌体を利用して堆肥とするための容器。
サ行	
● 災害廃棄物仮置場	災害発生時に個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、被災家屋等から災害廃棄物を被災地内において仮に集積、分別・保管する場所のこと。
● 最終処分	廃棄物を焼却や資源化・再利用等で中間処理し、最終的に残った焼却灰等を埋め立て処分すること。
● 最終処分量	最終処分量／ごみ排出量
● 産業廃棄物	事業活動によって生じる廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の限定された廃棄物のこと。業種の限定もある。
● サーキュラー・エコノミー	サーキュラー・エコノミーとは、従来の 3 R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のこと。
● 事業系ごみ	事業活動に伴って生じる廃棄物のことで、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられる。本計画では事業系一般廃棄物を事業系ごみとしている。
● 資源有効利用促進法	資源の有効な利用の促進に関する法律の略称。自動車やパソコンなどの製品について、3 R の取組の強化をメーカーに求めている。
● 自動車リサイクル法	使用済自動車の再資源化等に関する法律の略称。使用済自動車から発生するシュレッダーダスト（破碎ごみ）、エアバッグ、フロンガスの低減化を図り、自動車のリサイクルを推進することを製造業者等に義務づけている。
● し尿	人体から排出される大便と小便の混合物のこと。
● 資源化率 I	【平成 23 度～平成 27 年度】 灰溶融等資源化を含まないごみ発生量中の資源物の割合（資源回収量＋チップ化施設持ち込み量＋リサイクル展示場の資源化量＋生ごみコンポスト資源化量＋処理過程からの資源化量＋その他家電リサイクル量＋処理困難物）／ごみ発生量 【平成 28 年度～令和 2 年度】 灰溶融等資源化を含まないごみ発生量中の資源物の割合（資源回収量＋処理過程からの資源化量＋その他家電リサイクル量＋処理困難物）／ごみ発生量
● 資源化率 II	【平成 23 度～平成 27 年度】

	<p>灰溶融等資源化を含むごみ発生量中の資源物の割合（灰溶融等資源化量+資源回収量+チップ化施設持ち込み量+リサイクル展示場の資源化量+生ごみコンポスト資源化量+処理過程からの資源化量+その他家電リサイクル量+処理困難物）／ごみ発生量</p> <p>【平成 28 年度～令和 2 年度】</p> <p>灰溶融等資源化を含むごみ発生量中の資源物の割合（灰溶融等資源化量+資源回収量+処理過程からの資源化量+その他家電リサイクル量+処理困難物）／ごみ発生量</p>
● 循環型社会形成推進基本法	<p>循環型社会を形成するための基本的な枠組みとなる法律で、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備、循環型社会の形成に向け実効ある取り組みの推進を図ることを目的としている。</p>
● 浄化槽汚泥	<p>浄化槽において微生物が汚水を浄化する際に発生する老廃物や分解されない浮遊物質などの総称のこと。</p>
● 湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画	<p>平成 10 年 3 月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」が策定され、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の 2 市 1 町が「湘南東ブロック」として位置付けられたことから、「湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議」を設置し、平成 19 年度に「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定したもの。平成 23 年度、平成 28 年度に計画の改訂をしている。</p>
● 商品プラスチック	<p>一般家庭から出る「プラスチック製容器包装」以外のプラスチック製品で、金属・木材などが含まれていないもののこと。</p>
● 食品リサイクル法	<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の略称。食品関連産業から排出される食品廃棄物について、飼料や肥料などの原材料として再生利用等の促進を義務づけている。</p>
● 食品ロス（残渣）	<p>食べられるのに捨てられてしまう食品（残渣）のこと。皮を厚くむきすぎたり、脂っこい部分など調理せずに取り除いた部分（過剰除去）、作りすぎて食べ残された料理（食べ残し）、冷蔵庫等に入れたまま期限切れとなった食品（直接廃棄）などがある。</p>
● 3 R	<p>「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse＝再使用）」「リサイクル（Recycle＝再生利用）」の 3 語の頭文字からこう呼ばれている。</p>
● 生活雑排水	<p>家庭における台所や洗面所、風呂からの排水のこと。</p>
● 生活排水処理率	<p>生活排水を適正に処理している人口の割合のこと。</p> <p>生活排水処理率（％）＝（公共下水道人口＋合併処理浄化槽人口＋農業・漁業集落排水人口＋コミュニティープラント処理人口）／（計画処理区域内人口）×100</p>
<p>タ行</p>	
● ダイオキシン	<p>水素、炭素、酸素、塩素の化合物であるポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）と、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめた「ダイオキシン類」のこと。ポリ塩化ビフェニール（PCB）のうち、ダイオキシン類と類似の生理作用をもつコプラナーPCB（Co-PCB）と呼ばれる一群の物質も含まれる。ダイオキシン類は、塩素を含むプラスチックやビニール製品など様々な物質が混在している廃棄物などが、低温で不完全燃焼を起こしたときに非意図的に発生する。</p>
● 多量排出事業者	<p>1 月平均 3 t 以上又は年間 36 t 以上の事業系一般廃棄物を排出する者。毎年、前年の排出量データをもとに、更新する。</p>
● 単独処理浄化槽（みなし浄化槽）	<p>し尿のみを処理する浄化槽のこと。単独処理浄化槽の設置は、浄化槽法の改正により平成 13 年 4 月から禁止されている。</p>

● 地域防災計画	災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務について、総合的かつ計画的な対策を定めた計画のこと。
● 中間処理	収集したごみの焼却、不燃ごみや粗大ごみの破碎、選別処理などによって、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。また、鉄やアルミなど資源として利用できるものを回収し、有効利用すること。
● ディスポーザキッチン処理システム	ディスポーザキッチン処理システムは、台所のシンク排水口に取付けたディスポーザで生ゴミを粉碎し、排水とともに処理槽で分解後、下水道や浄化槽に放流するシステムです。
● 特定処理品目	藤沢市において、分別収集、個別処理が必要な品目。令和 3 年 6 月時点では、蛍光管、電池類、水銀体温計、テープ類、ライター、ガスボンベ、スプレー缶。
ハ行	
● 廃棄物	廃棄物とは、その物を占有している者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油などの固形状又は、液状のものと定義される。廃棄物の中には、主として家庭から発生する厨芥などの一般廃棄物と、主として工場から発生する汚泥などの産業廃棄物の二つに大別される。
● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	略して廃棄物処理法や廃掃法ともいわれる。廃棄物に関する基本的な法律であり、廃棄物の区分や処理責任の所在、処理方法の基準などを規定している。
● 廃棄物減量等推進審議会	一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関して審議を行い、市長に答申、または建議するための市の付属機関のこと。
● 灰溶融等資源化	ごみ焼却施設から発生する焼却灰等を 1,200℃以上の高温で溶融させ、徐冷スラグ化させること。または、エコセメント化させること。土木資材としての再利用が可能となる。
● 発生抑制	ごみの発生を減らすこと。
● フードバンク	主に企業や農家から発生する、まだ十分食べられるのに余っている食品を寄贈してもらい、食べ物を必要としている人のもとへ届ける活動および団体 食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体・活動のこと。
● フードドライブ	家庭で余っている食品を持ち寄って、それを必要としている福祉施設・団体等に寄付する活動のこと。
マ行	
● マイクロプラスチック	マイクロプラスチックとは微細なプラスチックごみ（5mm以下）のこと。
ヤ行	
● 要処理量	（分別収集及び分別搬入された）可燃ごみ、大型ごみ、不燃ごみの総量
● 容器包装リサイクル法	容器包装廃棄物のリサイクルを促進するため、平成 7 年度に成立した法律。この法律では、住民においては分別の協力を、市町村においては国が定める分別基準に適合する形での収集を、事業者においては容器包装廃棄物を再資源化するという枠組みとなっている。
ラ行	
● Renewable（リニューアブル）	再生可能な資源に替えること。 例）プラスチックのレジ袋を繰り返し使用できるバイオマスプラスチックに替えること。なお、バイオマスプラスチックは再生可能な生物由来の資源を原料にしたプラスチックのことで、原料はトウモロコシ等の植物の非可食部分から作られます。

ワ行	
● ワンウェイプラスチック	一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製品（使い捨てプラスチック）のこと。